

第3次珠洲市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

石川県 珠洲市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家庭機能の低下、地域社会のつながりの希薄化などを背景に、地域における福祉ニーズは多様化し、諸制度の枠組みを超え複雑化し、また、複数の分野にまたがり複合化しています。

こうした中、特に高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする方が、地域社会の中で孤立化することのないよう地域で支え合うことが必要です。



誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、地域社会において、自助・互助・共助・公助の連携により、福祉課題に取り組んでいくことが重要であり、国においても制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められています。

この「第3次珠洲市地域福祉計画」(令和4年度から令和8年度の5か年)は、これまでの計画の成果と課題をふまえ、地域共生社会の実現に向け、必要な見直しを行い策定いたしました。本計画は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等を包括する計画として、市民・地域の各種団体・行政の協働による地域福祉の向上に向けた基本的な方向を示しております。

今後、本計画の基本理念である『「お互いさまの心」で支えあうまち 珠洲市』に基づき、地域福祉を増進し、「日本一幸せを感じられる珠洲市」を目指してまいります。市民の皆様には、改めて地域を見つめ直し、主体的に福祉活動にご参加いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、真摯にご審議いただきました「珠洲市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

珠洲市長 泉谷 満寿祐

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画策定の目的と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
7. 計画策定における体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 珠洲市の地域特性

1. 珠洲市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 珠洲市の人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 珠洲市の地域資源の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 地域福祉に関する住民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. 計画策定における課題について・・・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 計画の基本理念と基本方針等について

1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
3. 珠洲市地域福祉計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
4. 福祉圏域についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第4章 目標達成のための取り組みの方向

- 取り組みの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 基本目標1 支えあいの人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 基本目標2 安全・安心な仕組みづくり・・・・・・・・・・・・ 44
- 基本目標3 ふれあいの場所づくり・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 基本目標4 自立を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ 60

第5章 計画の推進に向けて

1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進・・・・ 66
2. 社会福祉協議会との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

参考資料

1. 策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
2. 策定委員会委員名簿（敬称略）・・・・・・・・・・・・・・ 69
3. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第1章 計画策定にあたって

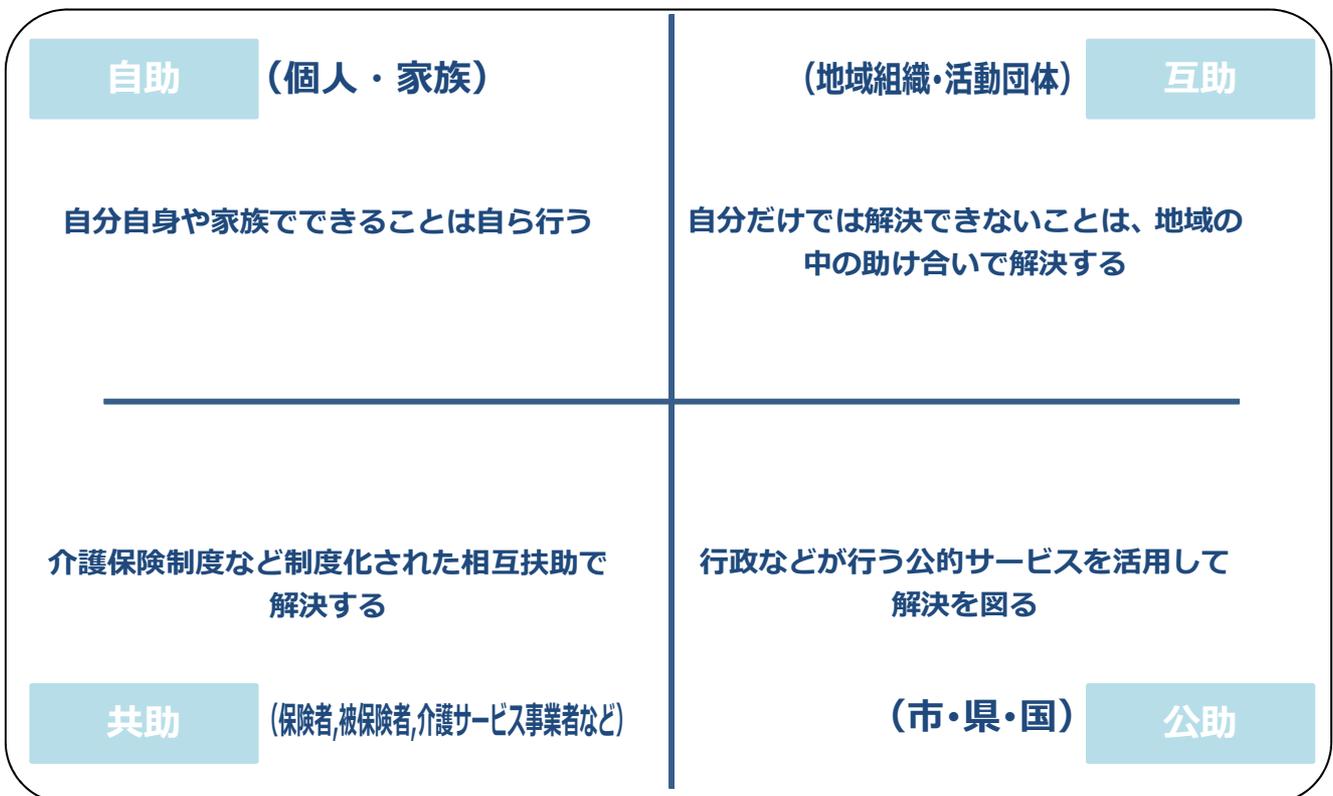
1. 地域福祉とは

「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいなどの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくこととされています。

そのためには、日常生活上発生する諸問題（生活課題）に対して、①個人（住民一人ひとり）が自ら解決すること（自助）、②家族、友人など個人的な関係性を持つ人間同士が助け合うこと（互助）、③地区社会福祉協議会やボランティア、医療や年金、介護保険などの制度化された相互扶助で助け合うこと（共助）、④自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対する行政などによる支援で解決すること（公助）、の連携によって解決して行こうとする取り組みが必要です。

このように、住民一人ひとり、家族や近隣住民、地域で活動している団体や互いに費用負担をしている制度、行政が連携しさまざまな生活課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることが出来る地域をつくりあげていくという考え方や取り組みを「地域福祉」といいます。

■イメージ



2. 計画策定の背景

私たちの暮らしは、生活環境も整備され、さまざまなモノや情報が手にとれる豊かな時代へと変化してきましたが、一方で、その豊かさはライフスタイルや価値観の多様化をもたらしています。

これらの暮らしは、人々に多くの利便性を与えてくれる一方、無縁社会と呼ばれる環境をつくり、孤独や孤立を生み出しています。豊かな社会の反面、生活格差の拡大、自殺者や虐待の増加など、大きな社会問題となっています。

本市も例外ではなく、少子高齢化や核家族化と相まって、家庭や地域でのつながりにも変化がみられています。また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、生活に困っている人など、私たちの生活を取り巻く身近な環境からも、さまざまな課題が見受けられるようになりました。

今日まで、このような課題の多くは、行政や事業者が提供する福祉サービス制度によって対応してきましたが、暮らしの変化と共に多様化する個別の福祉課題は「制度の谷間」となることが多く、これまでの様な行政などによる福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

地域に暮らす人々が、互いの幸せを願い、困りごとや不自由さに気づき、支えあいながら住みよい社会をつくる。住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人とつながりを築き、誰もが自分らしく誇りを持ち、心の豊かさを育むことができる。それらを目指す、地域福祉のまちづくりが必要となっています。

3. 計画策定の目的と意義

社会情勢や技術革新が進む時代の分岐点にあたり、次世代に向けて住民が互いに支えあい、安心して暮らすことができる地域社会を作り上げていくための理念や方向性を示すことを目的にこの計画を策定します。

また、本計画は行政計画として行政が責任を持って策定するものですが、従来の計画と異なるのは、住民とともに策定する点です。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政だけではなく、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担・認識し、適切に協働することが必要です。

そのため、計画策定段階から、市民、地域団体、社会福祉協議会、行政が地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けた取り組みを行います。

4. 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

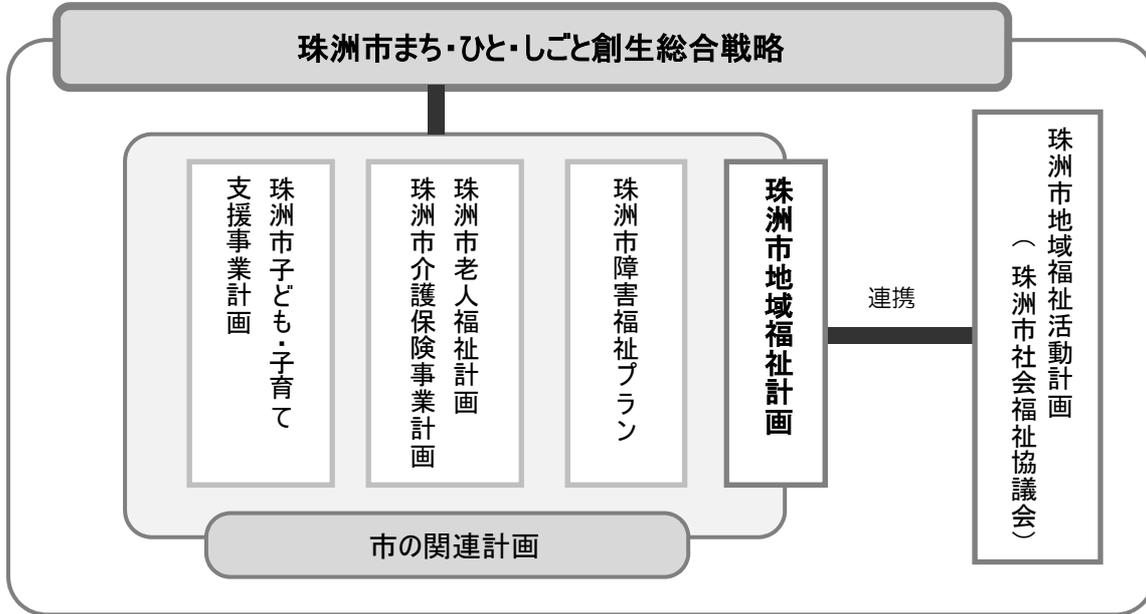
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

5. 計画の位置づけ

本計画は「第2期珠州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、地域福祉分野の基本計画として位置づけます。

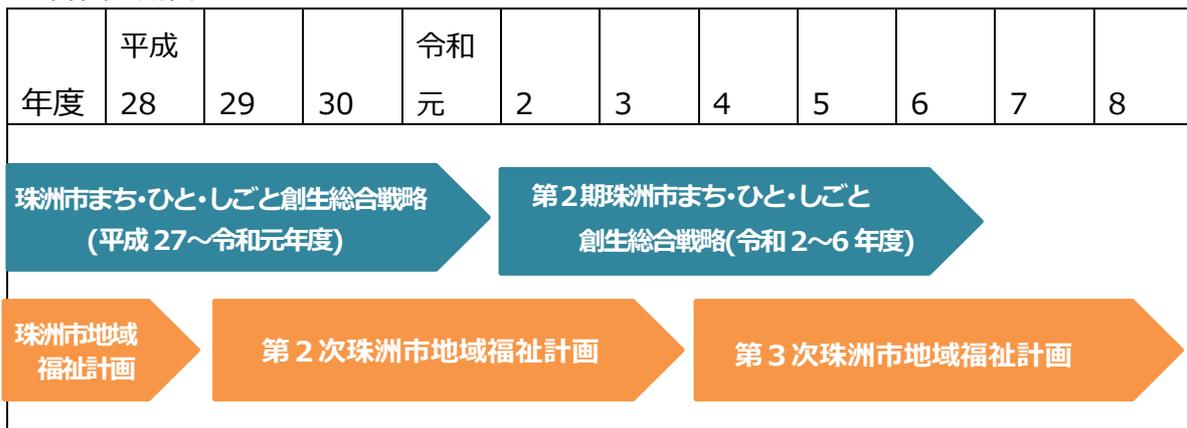
また、「第9次珠洲市老人福祉計画及び第8期珠洲市介護保険事業計画」「第2期珠洲市子ども・子育て支援事業計画」「珠洲市障害福祉プラン（第4期珠洲市障害者計画・第6期珠洲市障害福祉計画・第2期珠洲市障害児福祉計画）」など、他の福祉分野の計画と整合性を図っています。



6. 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とし、必要に応じ見直します。

■計画の期間



7. 計画策定における体制

策定にあたっては、福祉関係者、市民代表などの委員で構成する「珠洲市地域福祉計画策定委員会」を設置し、他の福祉分野との整合性を図りながら計画策定を行いました。

第2章 珠洲市の地域特性

1. 珠洲市の概況

(1) 地勢

本市は、断崖地形からなる雄壮な外浦海岸と、これとは対象的に波穏やかな内浦海岸とが交わる能登半島の先端に位置し、市域の大半が緑豊かな自然に覆われ、近年、猛禽類や原生林など貴重な動植物の生息地としても注目されつつあります。

これら豊かな自然の恵みを背景に、農耕儀礼「あえのこと」をはじめ、「燈籠山まつり」や「キリコまつり」といった伝統的な風習や祭りが生活の一部として今も息づいています。



2. 珠洲市の人口・世帯の状況

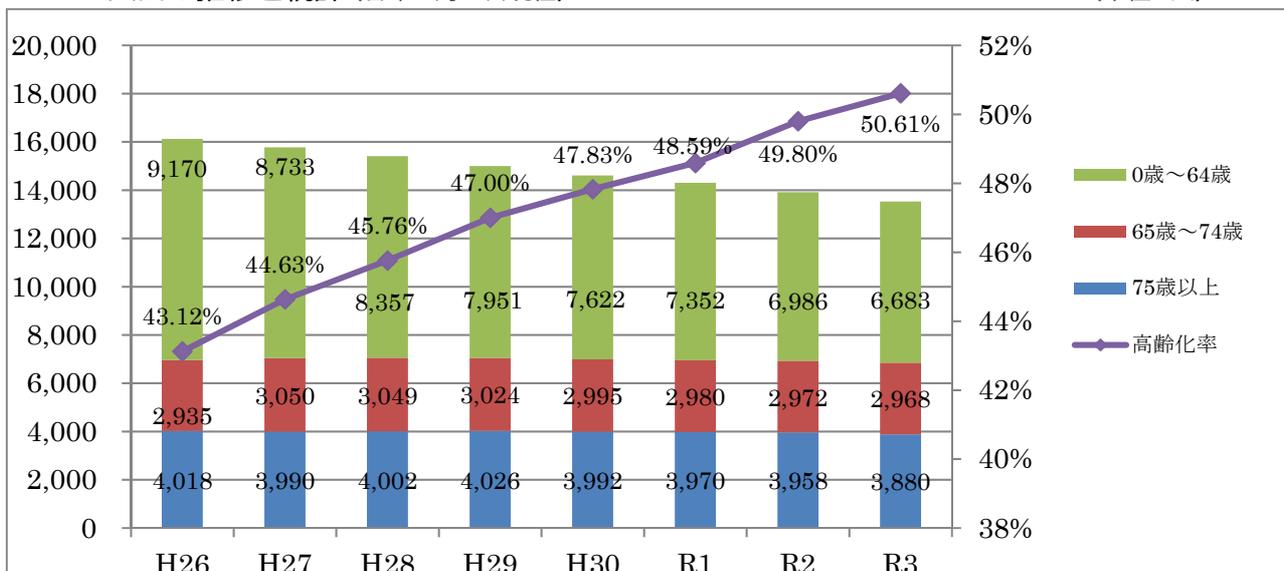
(1) 世帯数の推移と家族類型別構成率

① 珠洲市における人口の推移と統計

人口は減少傾向にあり、高齢者数はおおむね横ばいで、0歳から64歳の人口が減少しています。

■ 人口の推移と統計 (各年4月1日現在)

(単位: 人)



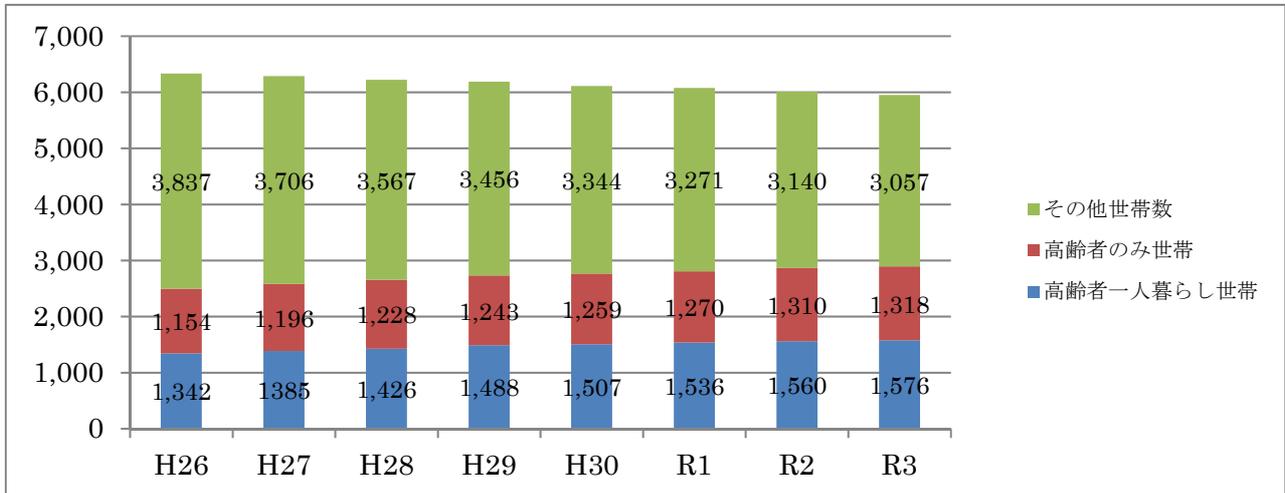
資料: 市民課

② 世帯数の推移

世帯数は減少傾向にあり、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。

■ 世帯数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：世帯)

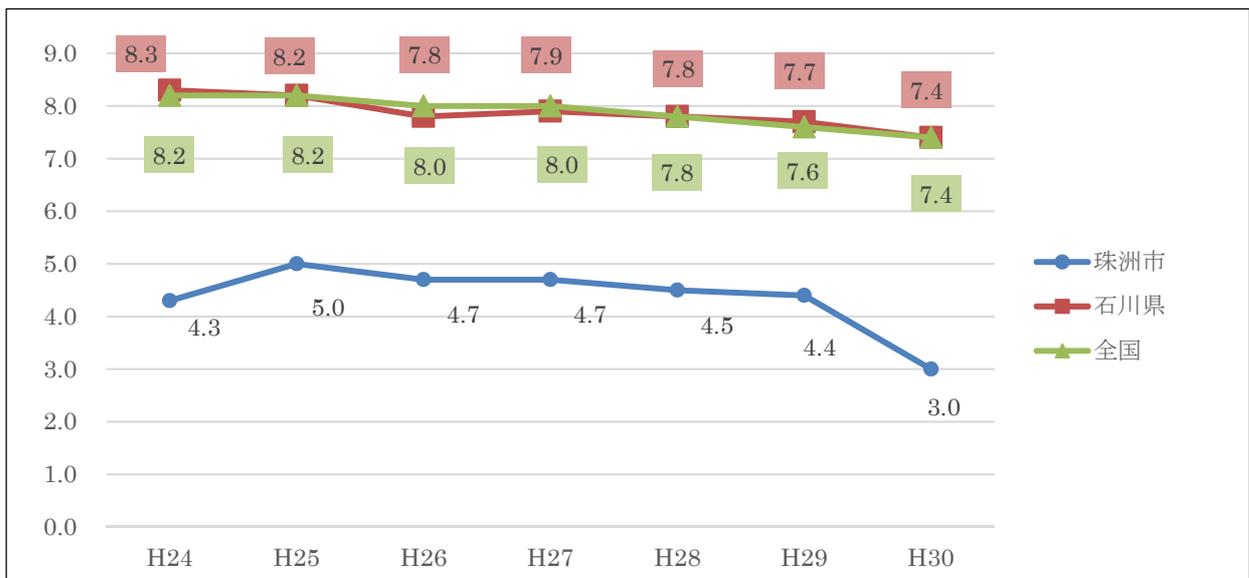


③ 出生率の推移

珠洲市の出生率は、石川県や全国の平均よりも低い状況となっています。また、年次推移を見ると、平成30年度には、前年度比で出生率が1.4ポイント減少しています。

■ 全国・県及び珠洲市における出生率(※)の推移

(人口千対)



資料：石川県健康福祉部 衛生統計年報

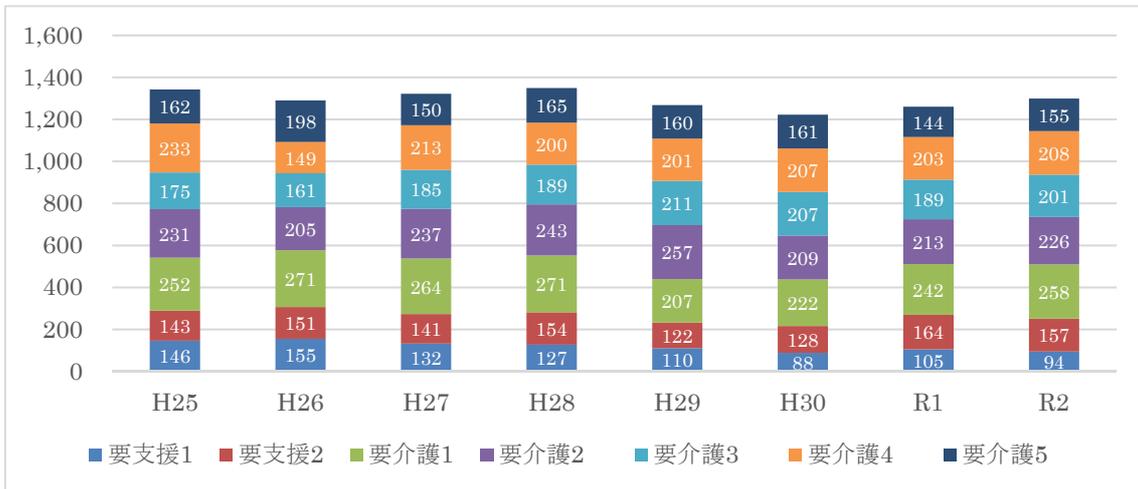
※出生率 = (件数/人口) × 1,000

第2章 珠洲市の地域特性

(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数、要支援認定者数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 要介護認定者数及び要介護・要支援認定者数の推移 (各年9月30日現在) (単位:人)

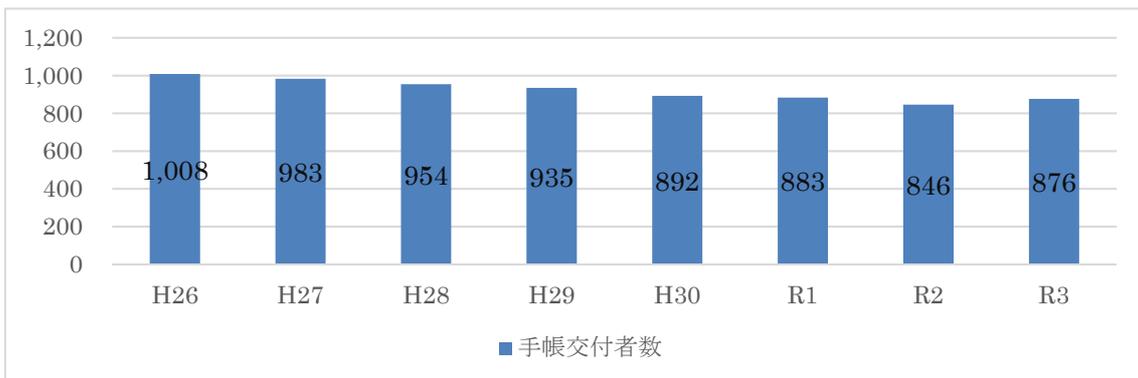


(3) 障害者手帳交付者の推移

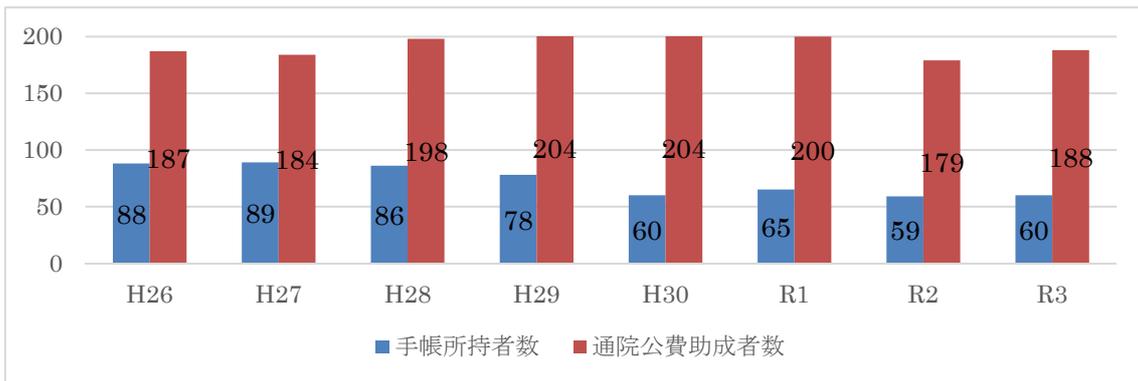
障害者手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳所持者はほぼ横ばいで推移しています。

また、療育手帳交付者は、増加傾向となっています。

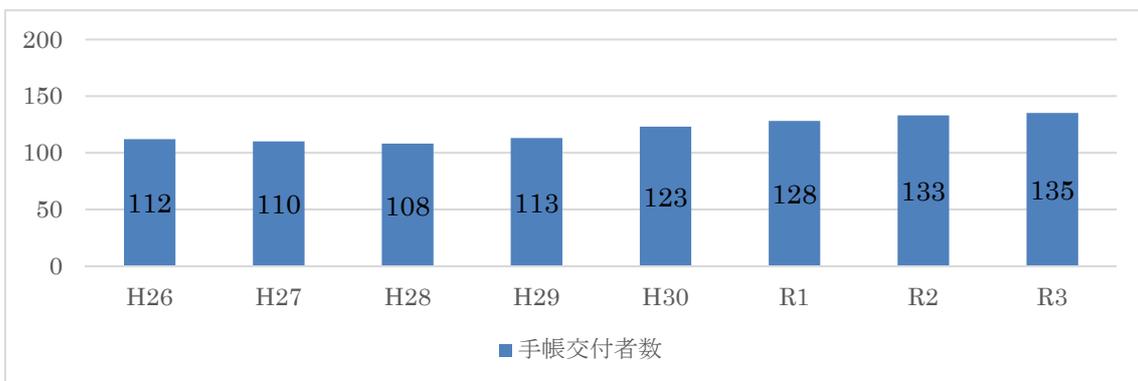
■ 身体障害者手帳交付者 (各年4月1日現在) (単位:人)



■精神障害者保健福祉手帳所持者、精神通院公費助成者（各年4月1日現在）（単位：人）



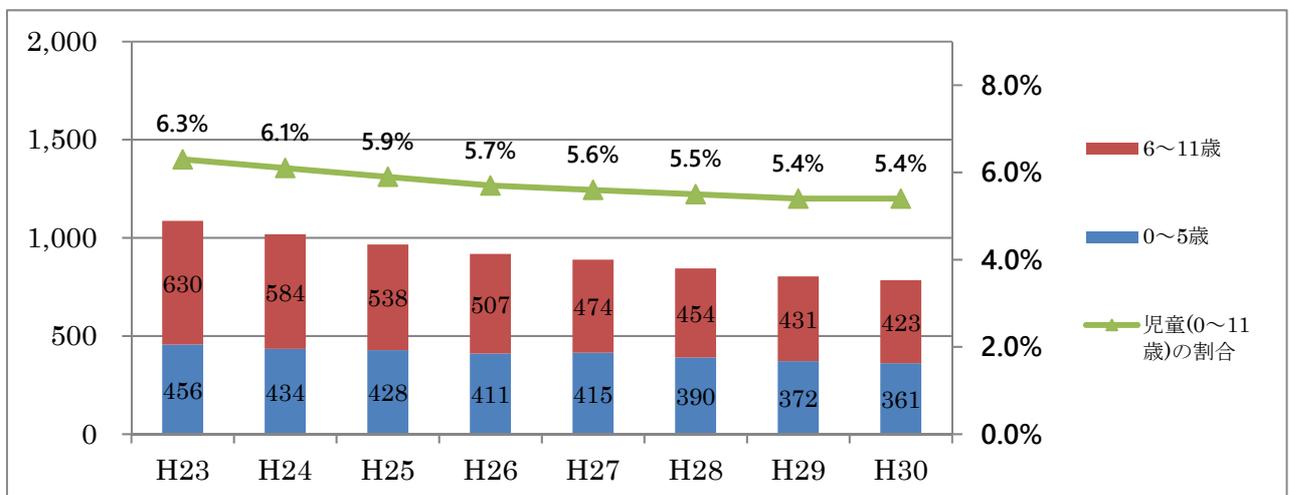
■療育手帳交付者（各年4月1日現在）（単位：人）



（4）子どもの人口の推移

子どもの人口は（就学前児童および小学校児童）は、平成23年以降においても減少し続けています。総人口の減少数よりも多いことから総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下し、平成30年3月末時点で5.4%となっています。

■子ども人口の推移（各年3月31日現在）（単位：人）



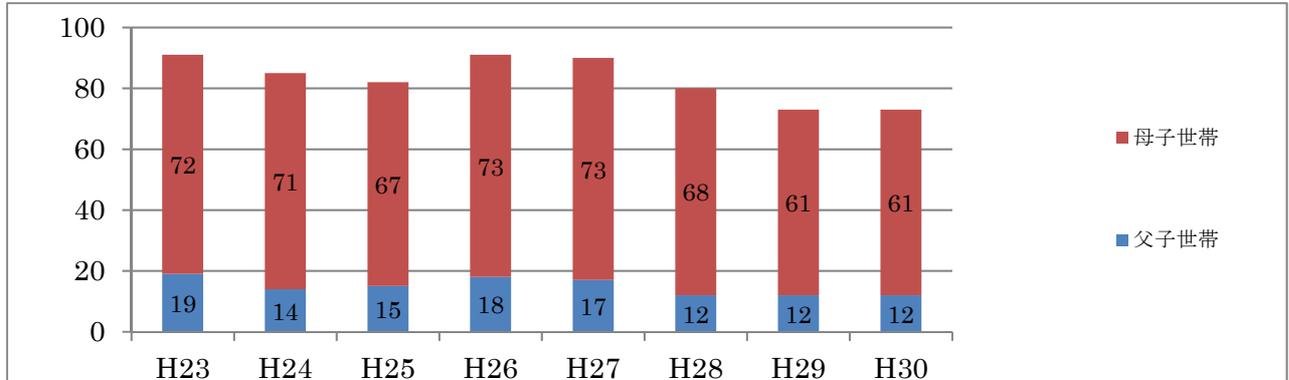
資料：珠洲市子ども・子育て支援事業計画

第2章 珠洲市の地域特性

(5) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当を受給している世帯数は、母子世帯、父子世帯とも年々減少しています。

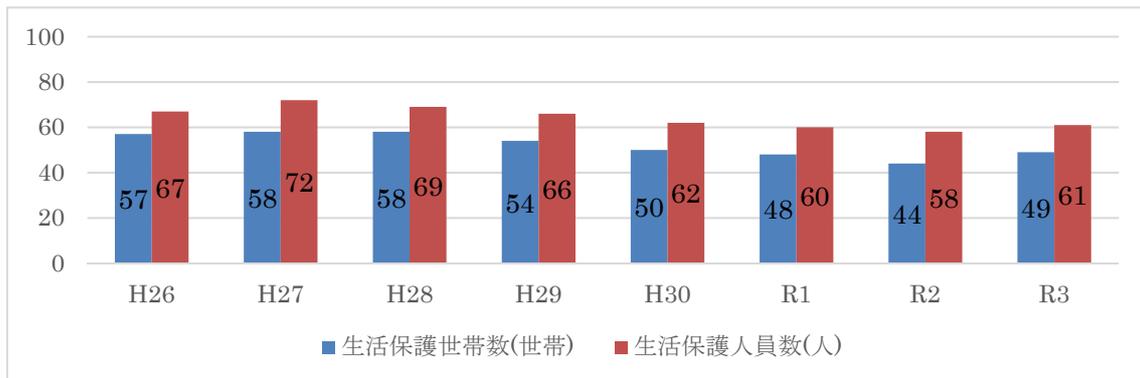
■ 児童扶養手当受給者数の推移 (各年3月31日現在) (単位:世帯)



(6) 生活保護世帯の状況

被保護世帯数・被保護人員の推移を見ると、年々減少傾向で推移していましたが、令和3年度は増加しています。

■ 被保護世帯数・被保護人員の推移 (各年4月1日現在)



3. 珠洲市の地域資源の状況

(1) 社会福祉協議会の活動

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、地区ごとの社会福祉協議会「地区社会福祉協議会」設立と機能強化を行っています。

■ 地区社会福祉協議会設置数の推移 (各年4月1日現在)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10地区	10地区	10地区	10地区	10地区

資料：珠洲市社会福祉協議会

(2) 地域活動の状況

① 民生委員・児童委員、地域福祉推進員

民生委員児童委員は、10地区、7団体、57名となっており令和2年度の延べ活動日数は4,780日となっています。地域福祉推進員は、174名となっております。

■地区民生委員児童委員協議会数及び各人数(令和3年12月末現在)

地区	地区民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	主任児童委員	地域福祉推進員
10地区	7団体	57名	8名	174名

② 自主防災組織の設置

自主防災組織の設置地区、総数ともに10か所となっています。

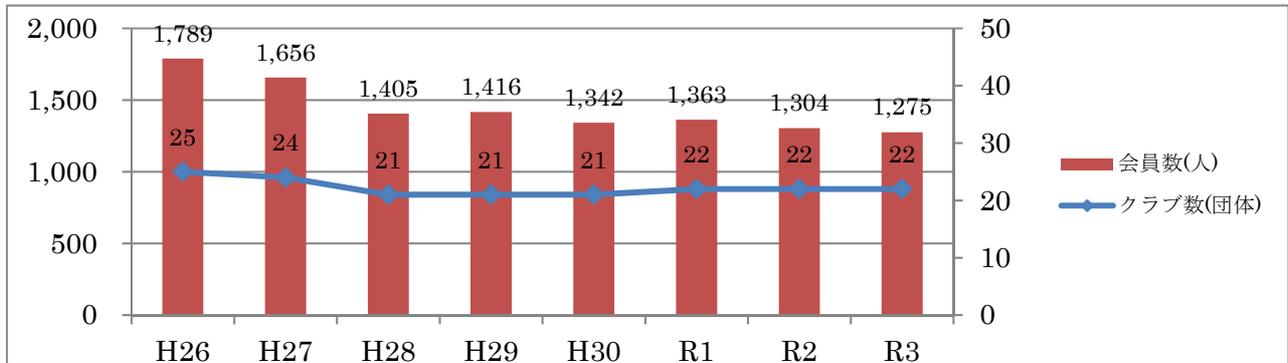
■自主防災組織の設置地区数の推移(各年4月1日現在)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10地区	10地区	10地区	10地区	10地区

③ 老人クラブ

老人クラブの団体数は22団体で横ばいであり、会員数は年々減少傾向にあり、令和3年度には1,275人となっています。

■老人クラブの団体数及び会員数の推移

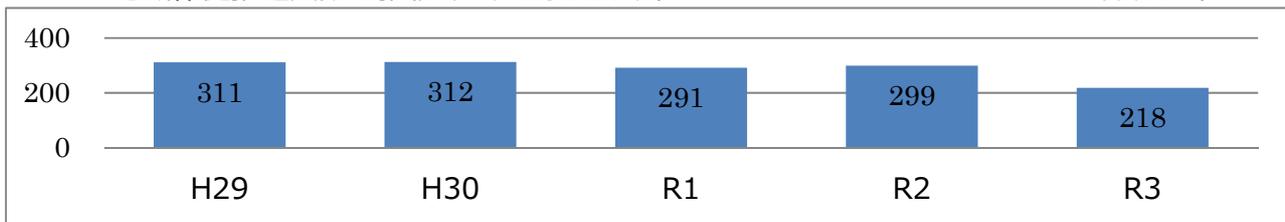


④ 地域保健推進員数の推移

地域保健推進員数は減少傾向にあり、令和3年時点で218人となっています。

■地域保健推進員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)



第2章 珠洲市の地域特性

(3) ボランティア団体の推移

ボランティア団体登録人数は横ばいで、令和3年度は、972人となっています。また、グループ（団体数）は、47団体となっています。

■ボランティア団体登録、個人登録人数及び登録団体数の推移



資料：珠洲市社会福祉協議会

(4) 特定非営利活動法人（NPO 法人）数

本市を活動拠点とする団体は、令和3年度で8団体となっています。

■珠洲市における NPO 法人認証数

能登半島おらっちゃんの里山里海	三崎町小泊 33-7	珠洲には貴重な自然が開発されことなく残されており、自然景観や風習など先人たちが守り続けてきた貴重な地域文化が、生活の一部として残されています。これら先人たちが培ってきた山や海とのつきあい方を「里山里海活動」として位置づけ、この活動を通して自然の恵みを未来に残すため、保全林の管理や水田のピオトーブ復元など、さまざまな保全活動を行っています。
クリエイト	熊谷町木部 37 番地	豊かで美しい自然を保全、保持に努め、快適で潤いのある生活環境を次世代に継承するため、会員の持っているノウハウを活用し、行政と協働で公の施設を保全、活用し、緑の創出、維持管理、バイオマス活用推進など環境の保全を図る活動や、特産品等の情報交換・交流など地域の魅力を発信する事業を行う。
のとレール・エア21	正院町川尻 13 部 107 番地	能登半島にある鉄道（駅舎等）・能登空港等の公共交通機関を利用し、能登の地域振興の発展と観光・文化・自然・伝統・産業などを広め、また掘り起こすことにより積極的に経済活性と地域まちづくりを行います。
奥能登日置らい	折戸町八部 92 番地	市民、事業者、行政の3者が協働して、持続可能な地域の発展を推進するための事業を行い、少子高齢地域を活力ある生活の場として再生し、潤いと喜びを持って生活できる地域づくりを行います。
能登里山里海マイスターネットワーク	蛸島町 1097 番地 3	市民の主体的な活動のもと、世界農業遺産「能登の里山里海」の保全及び地域資源の利活用、伝統文化や里山里海に関する知恵の次世代への継承に向けた調査研究、人材育成、地域コミュニティの維持活動等の取り組みを行う。
ワークショップすず	飯田町 5 部 9 番地	障害者が、地域社会の中で社会参加しながら生活できるよう作業訓練、生活指導を通して援助し、社会的自立を図ること及び障害者が安心して暮らしていける地域社会づくりを目的とする。
珠洲デカ曳山保存会	宝立町柏原 9 字 12 番地 2	珠洲の伝統文化であるデカ曳山の復活と保存を図ることにより、子孫への伝承に努め、都市住民および県内外の珠洲出身者との交流を行っている。
能登すずなり	野々江町シの部 15 番地	珠洲市の観光情報センターとして、珠洲市及び能登半島の観光案内や宿泊手配、珠洲を中心としたツアーを企画、誘客促進を図っている。また、道の駅「能登すずなり」を運営、地域生産者とともに農林水産物の販売や新商品の開発を行っている。

参考:NPO 法人ポータルサイトー内閣府

(5) 地域包括支援センターの活動

珠洲市地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や介護予防の事業を実施しています。福祉課内に1か所、長寿園に1か所、ランチとして珠洲市社会福祉協議会に1か所、珠洲市総合病院地域医療連携室に1か所設置しています。

■相談者の推移

(単位:延件数)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
4,550 人	4,539 人	5,914 人	7,977 人	8,658 人

資料:地域包括支援センター運営委員会資料

■介護予防事業参加者の推移

(単位:延人数)

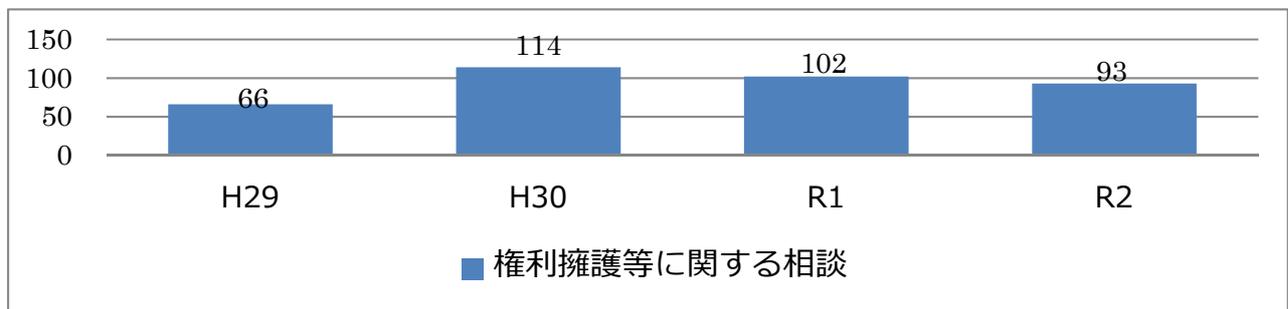
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5,386 人	5,872 人	3,365 人	3,687 人	3,325 人

資料:地域包括支援センター運営委員会資料

■権利擁護・成年後見制度利用支援事業(相談支援)の推移

権利擁護・成年後見制度利用支援事業に対する相談は、平成29年度に66件、平成30年度に114件、令和元年度に102件、令和2年度に93件となっています。

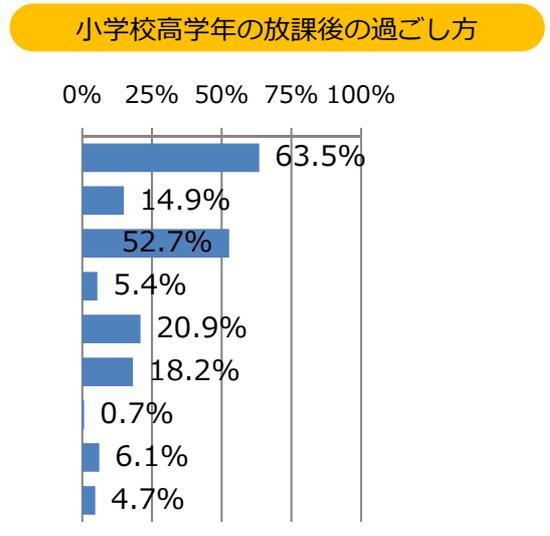
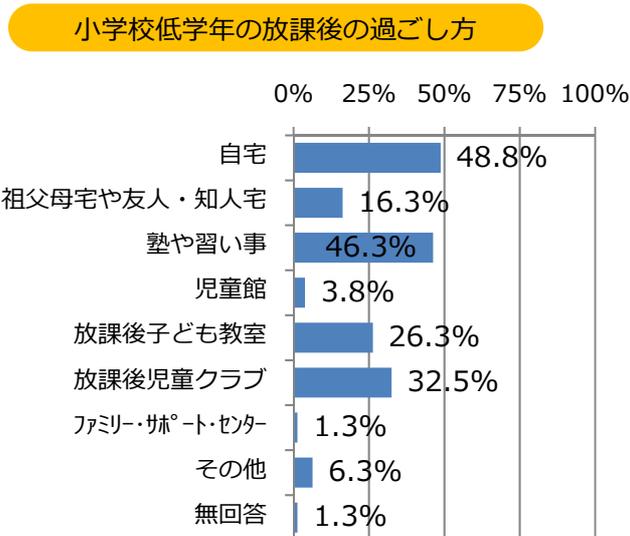
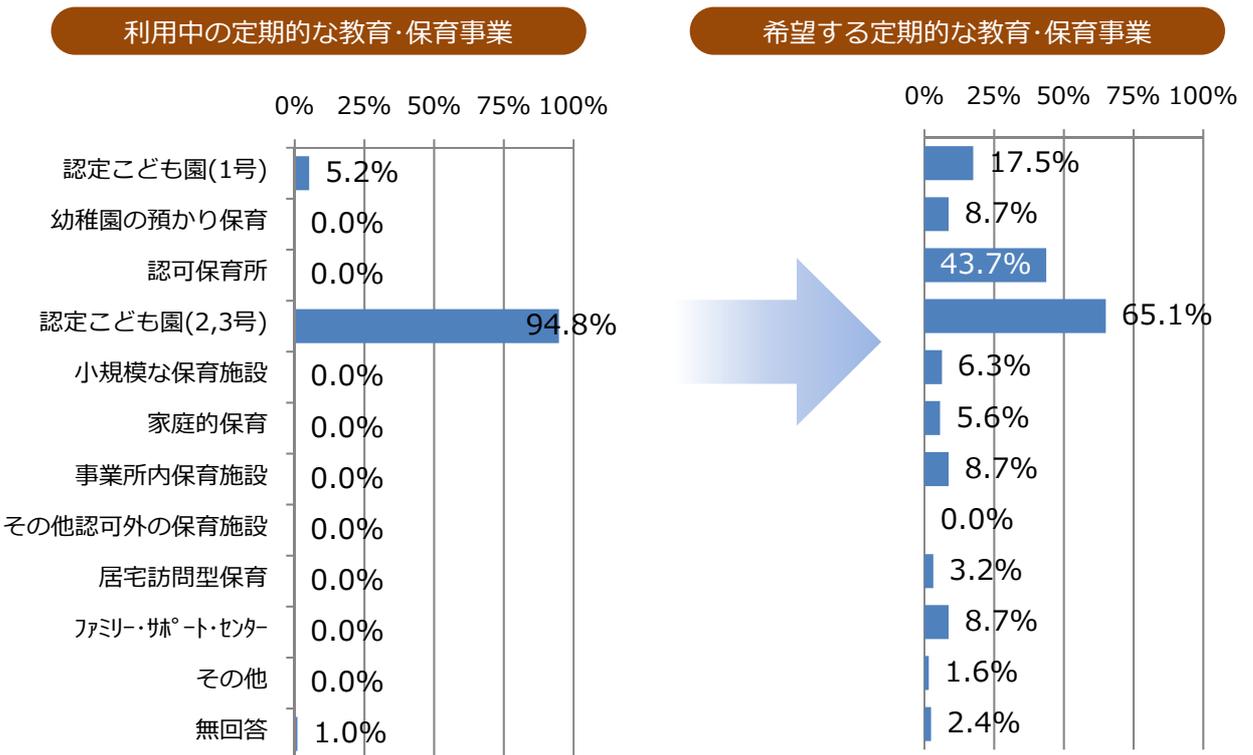
(単位:延件数)



4. 地域福祉に関する住民意識

子ども・子育てに関するニーズ

珠洲市子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査結果では、定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は9割を超えており、利用者のほとんどが「認定こども園（2,3号）」を利用しています。また、「認定こども園(1号)」の利用も少数あります。



資料: 子ども・子育て支援に関する調査結果(平成31年3月)

住民アンケート調査

ア 調査設計

調査対象者 : 珠洲市在住の20歳以上の市民
 対象者 : 2,000人
 調査期間 : 令和3年8月26日～9月21日
 調査方法 : 郵送による発送・回収

イ 調査回収状況

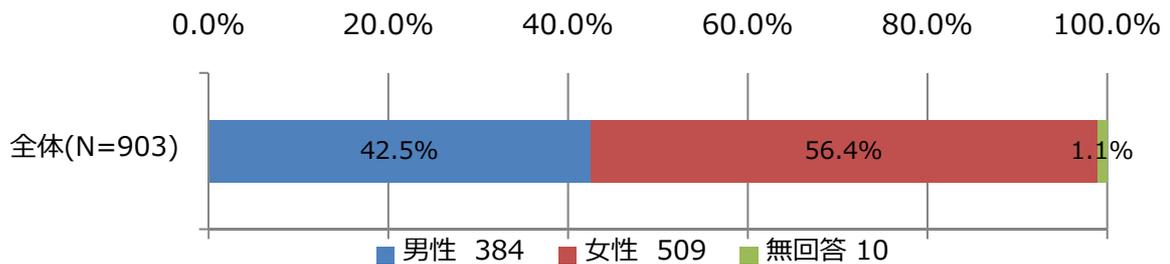
	配布数	有効回収数	有効回収率
地域福祉計画	2,000件	903件	45.15%

※図表中の「N」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。

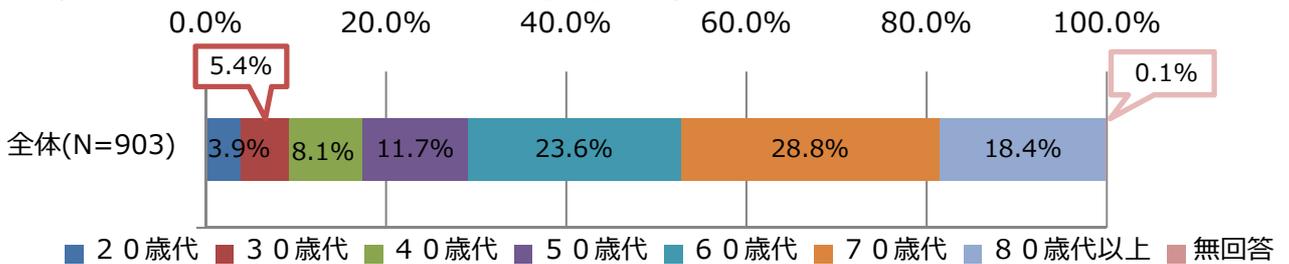
※質問文末尾及び図に記されている（SA）は単一回答の設問、（MA）は複数回答の設問を表しています。

（1）アンケート調査結果

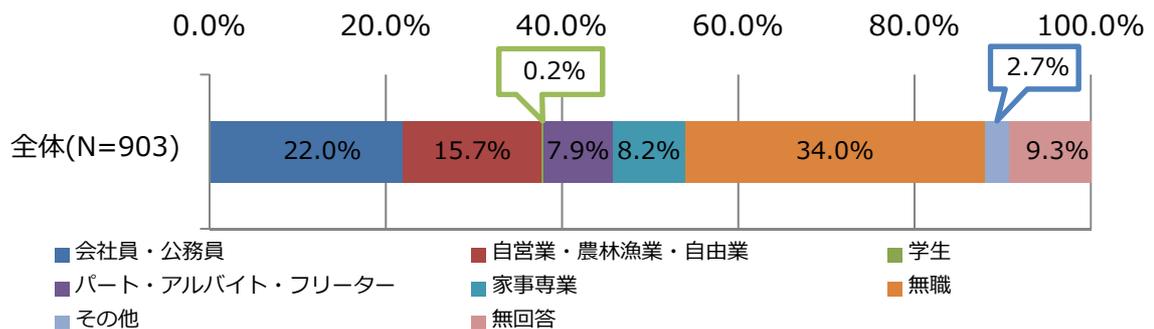
問1）あなたの性別について教えてください。（SA）



問2）あなたの年齢について教えてください。（SA）

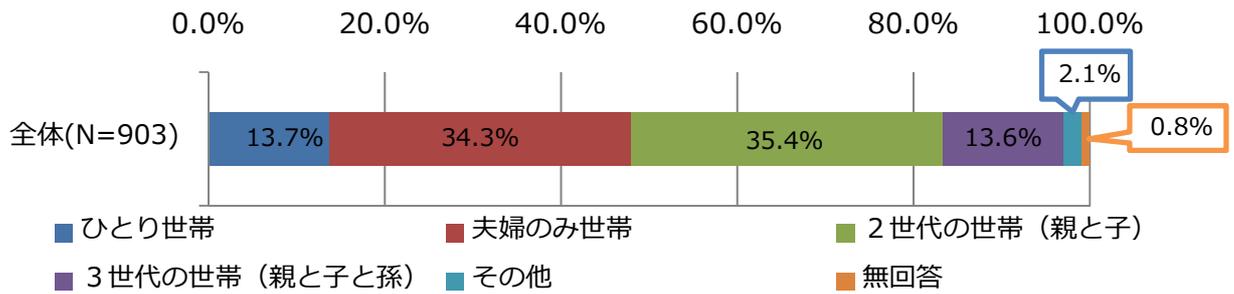


問3）あなたの職業について教えてください。（SA）

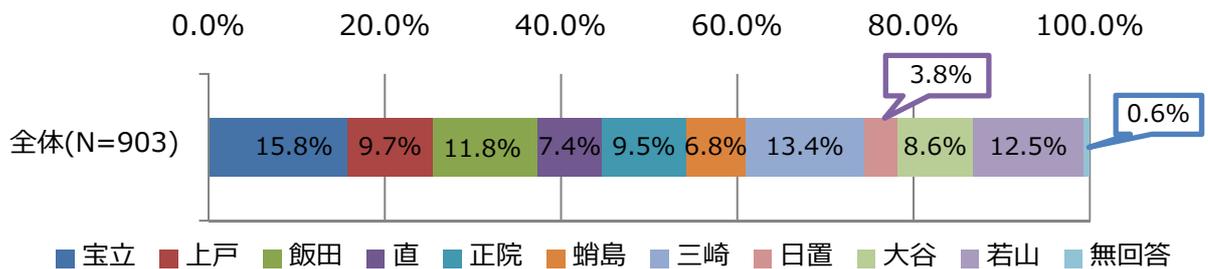


第2章 珠洲市の地域特性

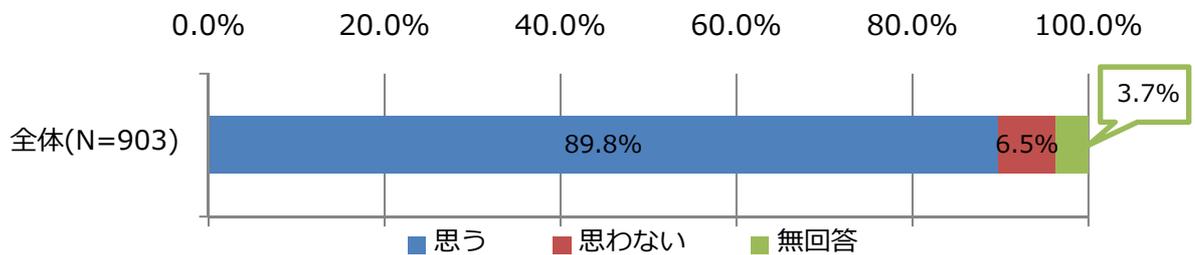
問4) あなたの家族構成について教えてください。(SA)



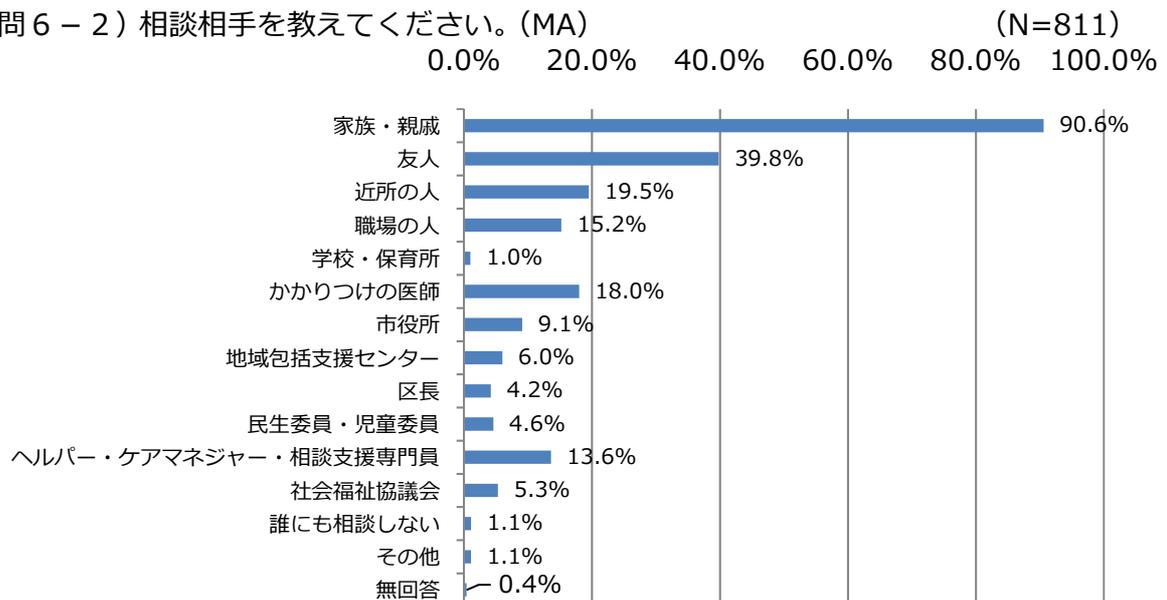
問5) あなたのお住まいの地区を教えてください。(SA)



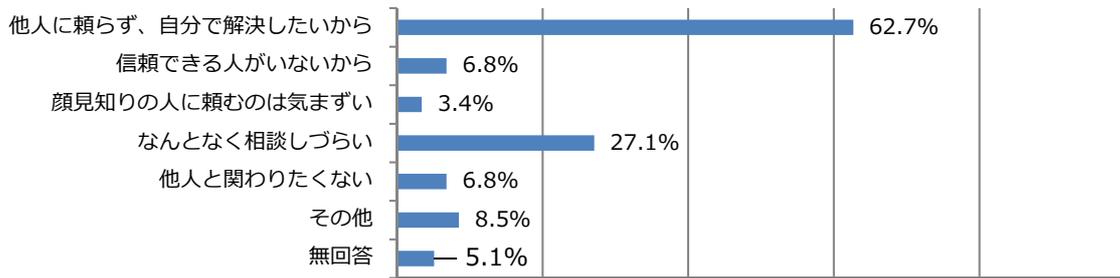
問6-1) あなたが困ったとき、誰かに相談したいと思いますか。(SA)



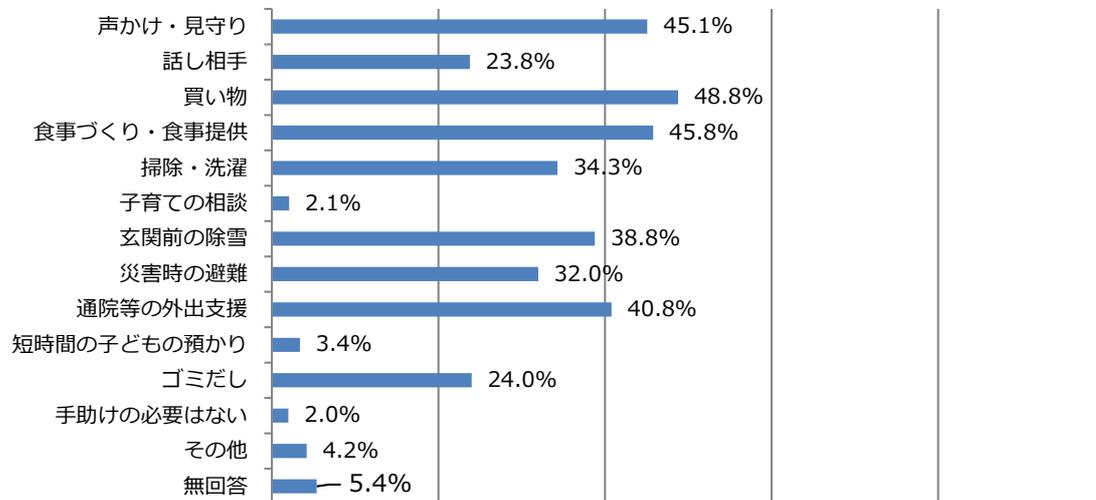
問6-2) 相談相手を教えてください。(MA)



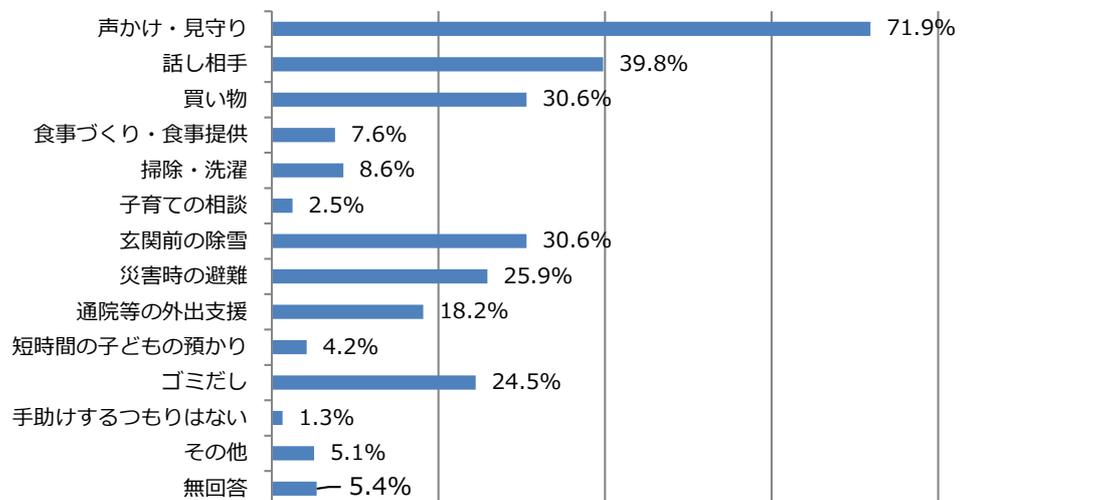
問6-3) 誰かに相談したいと思わない理由を教えてください。(MA) (N=59)
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



問7) あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になった場合、地域の中で手助けしてほしいと思うことは、どのようなことですか。(MA) (N=903)
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

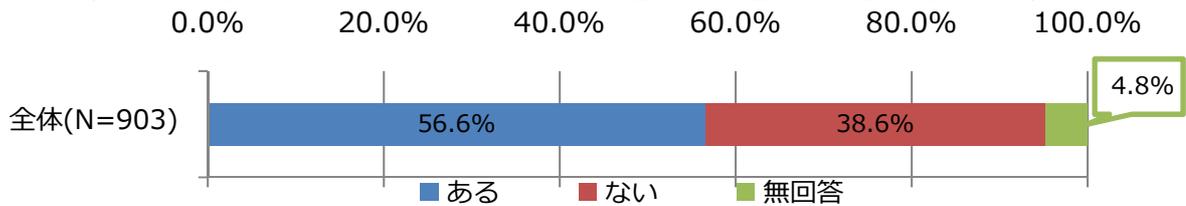


問8) 地域で日常生活に困っている人がいる場合、あなたが手助けできるのは、どのようなことですか。(MA) (N=903)
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

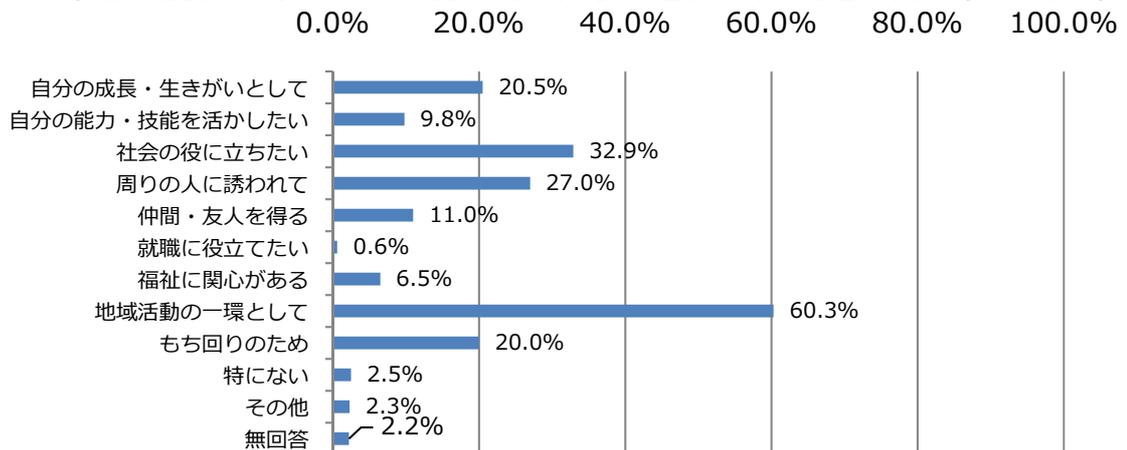


第2章 珠州市の地域特性

問9-1) あなたは地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。(SA)

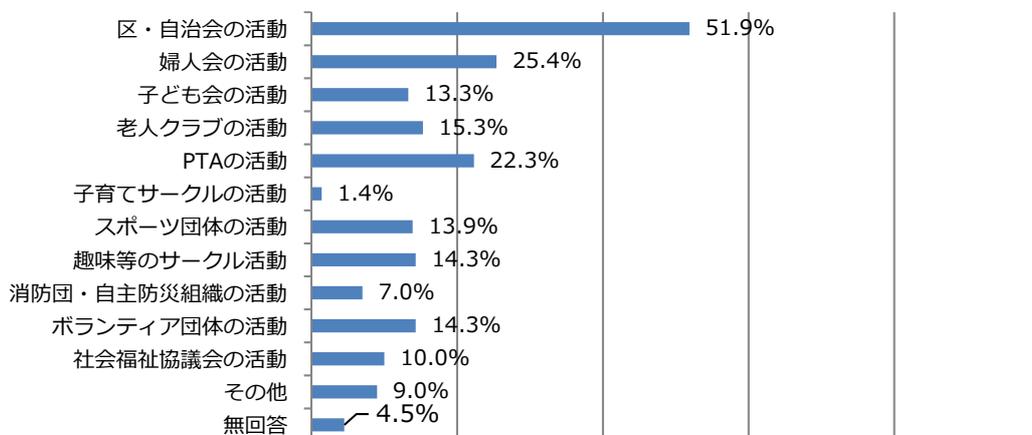


問9-2) 地域活動やボランティア活動の参加の動機を教えてください。(MA) (N=511)



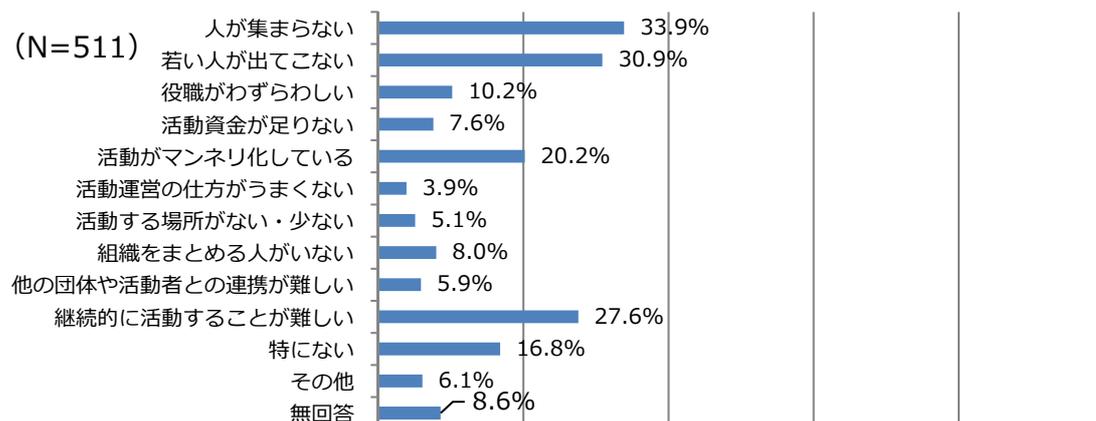
問9-3) 参加した地域活動やボランティア活動の参加内容を教えてください。(MA)

(N=511)

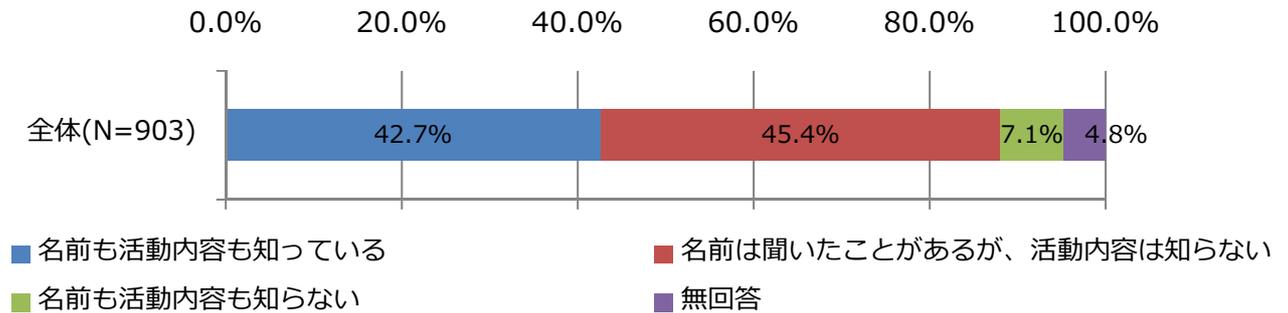


問9-4) 参加した地域活動やボランティア活動の中で困ったこと、苦労したことを教えてください。(MA)

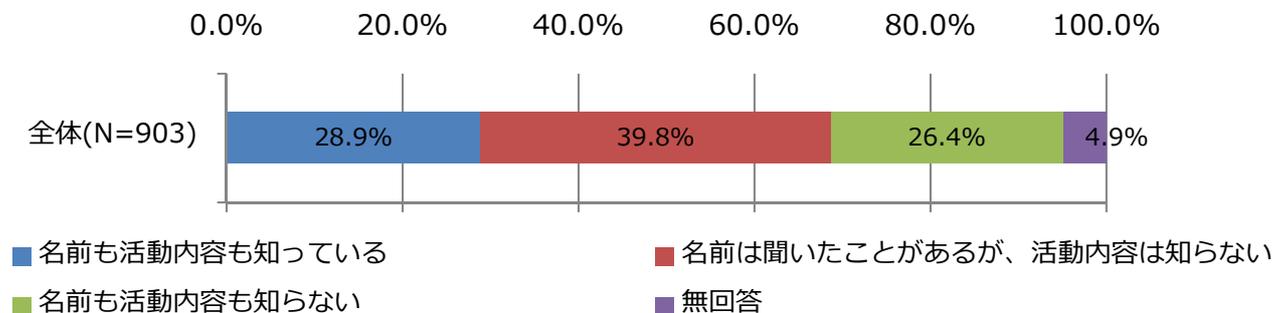
(N=511)



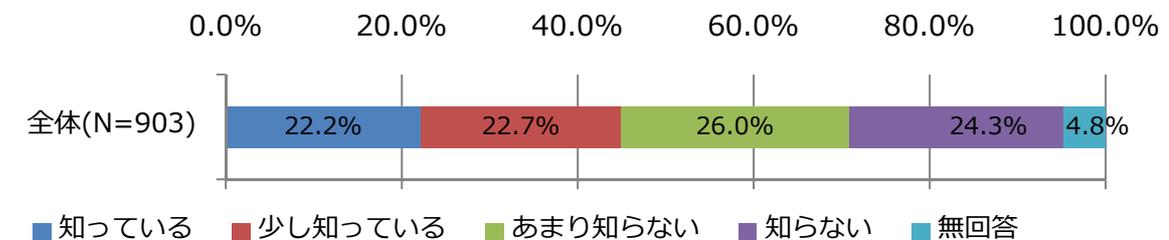
問10) 地域の福祉推進を図るために珠洲市全域を対象に諸活動を行っている、珠洲市社会福祉協議会という組織を知っていますか。(SA)



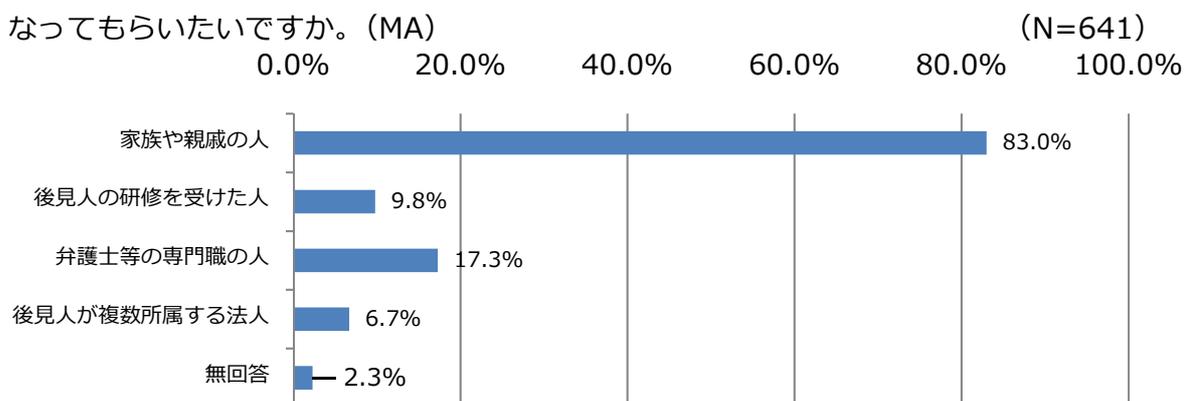
問11) 地域の福祉推進を図るために公民館単位で諸活動を行っている、地区社会福祉協議会という組織を知っていますか。(SA)



問12-1) あなたは認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方が利用できる、成年後見制度について知っていますか。(SA)

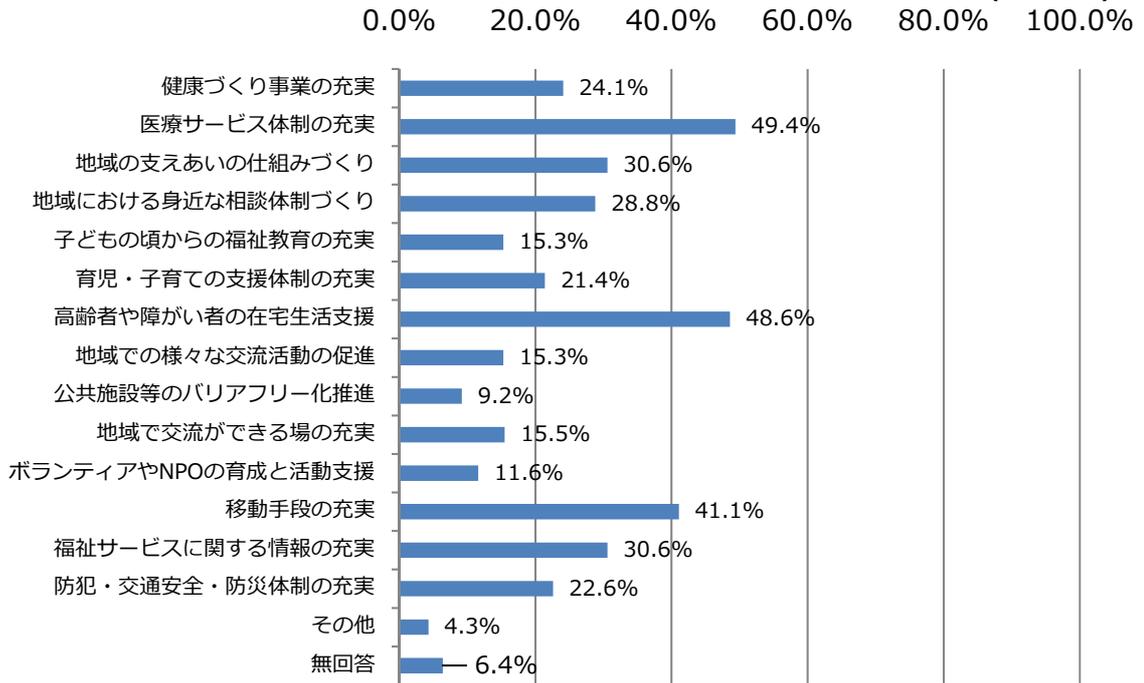


問12-2) あなたが成年後見制度を利用する場合、代理人となる成年後見人には誰になってもらいたいですか。(MA)



第2章 珠洲市の地域特性

問13) 今後、地域福祉を進めるために珠洲市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか。(MA) (N=903)



団体アンケート調査

ア 調査目的

福祉事業所やボランティア団体の活動状況の実態を把握するとともに、地域福祉計画策定にあたり、各団体の地域福祉についてのご意見、ご提言をお聞きしました。

イ 調査設計

調査対象団体数 : 47 団体

調査対象団体 : 社会福祉法人 NPO 法人 民生委員・児童委員協議会
ボランティア団体 老人クラブ 婦人会 母子会 障害者ボランティア団体
その他、任意で意向を把握したい団体

調査期間 : 令和3年12月23日～令和4年1月14日

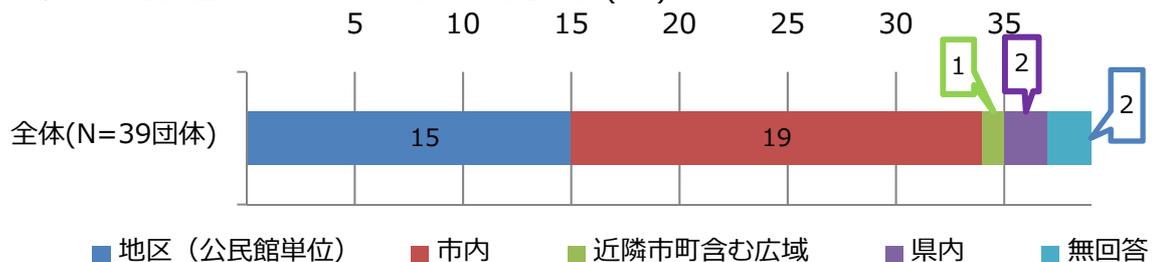
調査方法 : 郵送による発送・回収

ウ 調査回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
福祉事業所	15 団体	10 団体	66.67%
ボランティア団体	32 団体	29 団体	90.63%

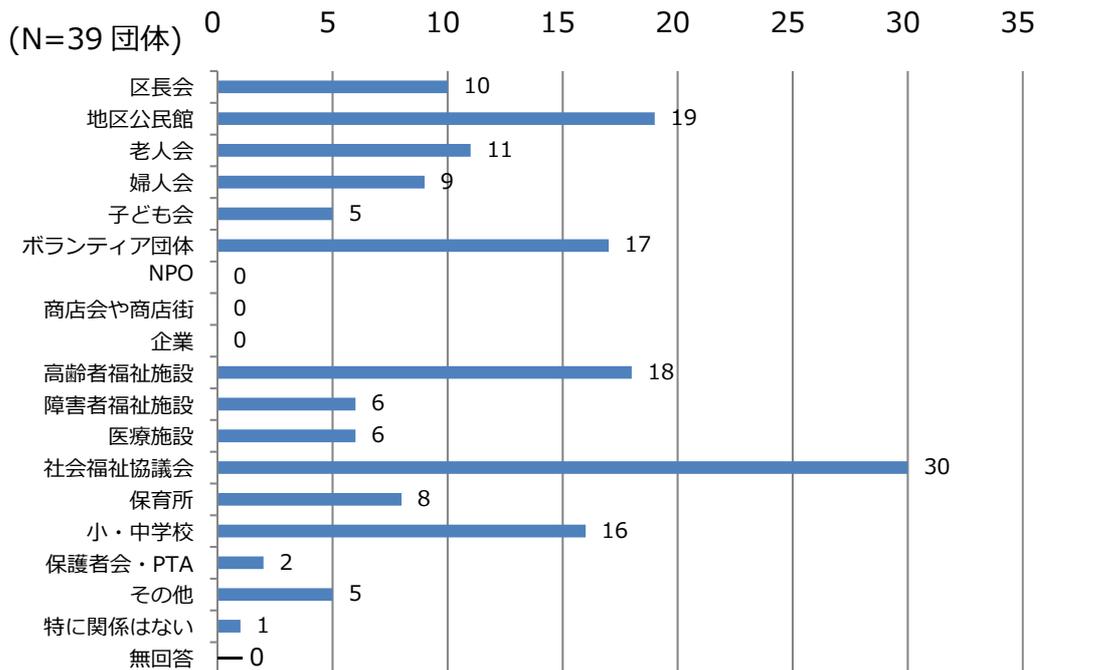
(1) アンケート調査結果

問1) 主な活動区域について教えてください。(SA)

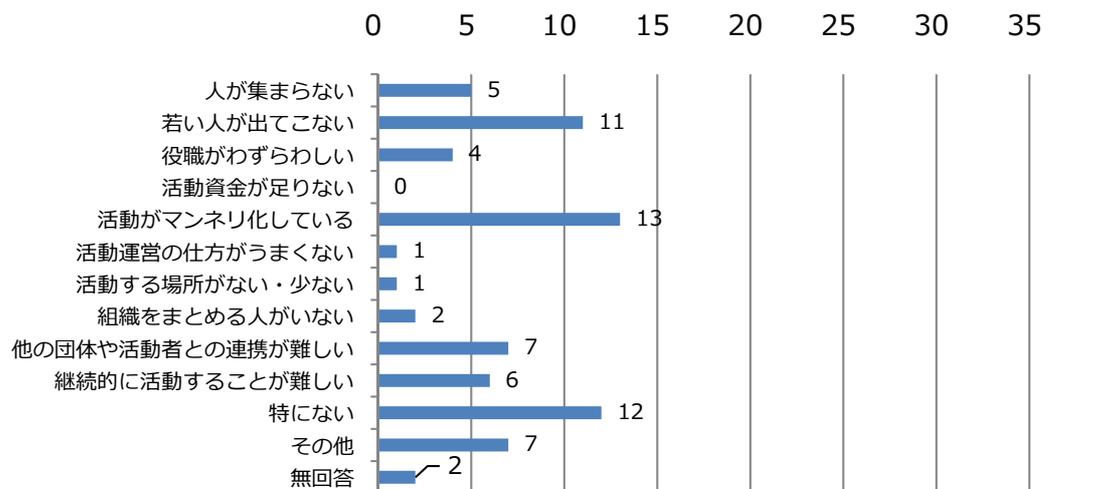


第2章 珠州市の地域特性

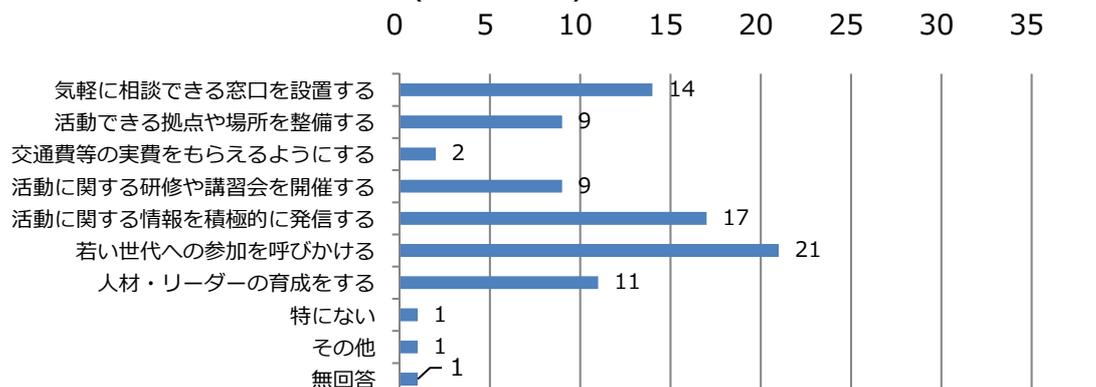
問2) 地域活動を行う上で、どの団体等と交流や協力関係がありますか。(MA)



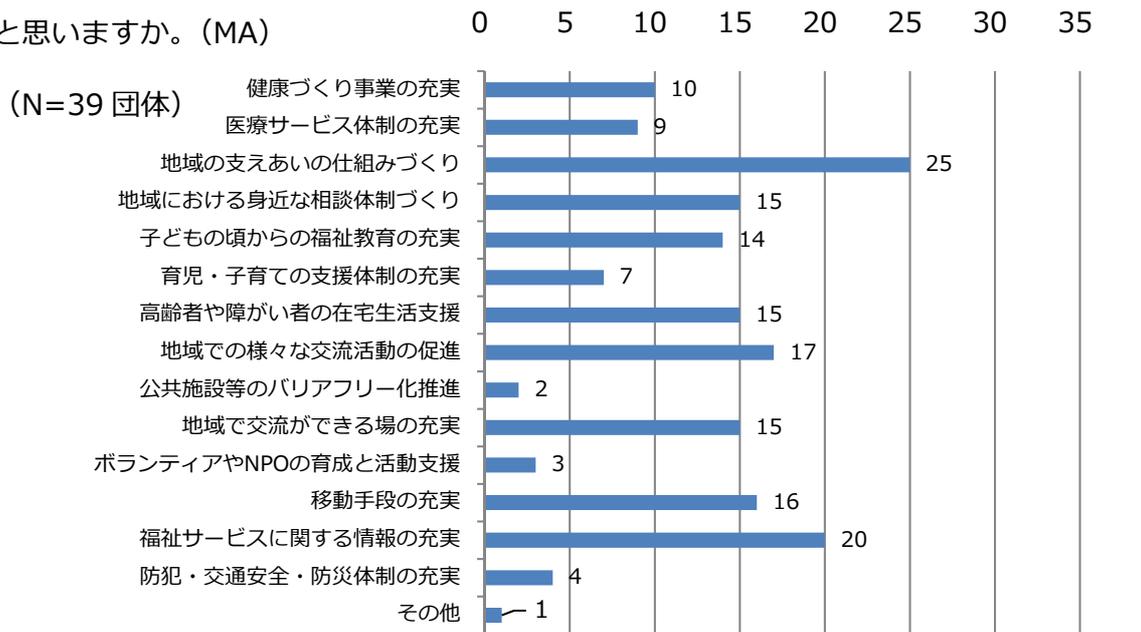
問3) 活動の中で困ったこと、苦労したことがありますか。(MA) (N=39 団体)



問4) 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(MA) (N=39 団体)

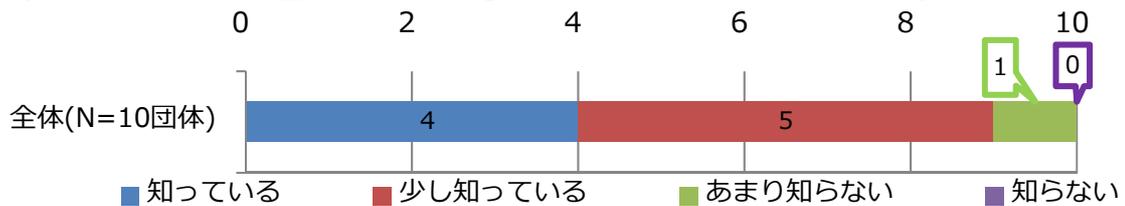


問5) 今後、地域福祉を進めるために珠洲市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか。(MA)



【福祉事業所のみ】

問6) 「地域における公益的な取り組み」について知っていますか。(SA)



問7) 「地域における公益的な取り組み」について何か行っていますか。または、今後、何かする予定はありますか。

- オレンジカフェ、地域への施設開放
- デイでの成果（花苗・作品）を地域に配布していければと思っている。
- 法人連携事業、災害時相互応援体制事業、見守りマップ事業
- 認知症が増える中、支援を必要とする人の孤立化を防ぐために考えていきたい。

社会福祉法人における「地域における公益的な取り組み」について

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確にするため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設されました。

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第24条（略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

住民座談会

住民アンケートを踏まえ、各地区社会福祉協議会の活動状況の実態を把握するとともに、地域福祉の推進にあたり地域の現状と課題について検討を行い、今後の活動について話し合いました。

宝立地区住民座談会

日時：令和3年11月17日（水）18:30~19:15

場所：宝立公民館

参加者：14名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・広報や回覧を回す時に様子見と声かけ ・畑での会話、相談にのる、心のケア ・できるだけ大きい声で挨拶 ・移住者を仲間に誘う ・近所の草刈り ・食事づくり 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協でおはぎ、ティッシュ配り ・いきいきサロン・オレンジカフェ・敬老会・交通安全教室・青年福祉員の集まり ・地域の行事に参加する ・草刈り清掃 ・新聞配達の際、気になったら連絡
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・畑周りの草刈り等
②買い物	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・電話があればお連れしている ・頼まれれば買い物する 	やっていること
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・買い物の手伝い ・頼まれたら車に乗せてお店に行く ・病院への送迎 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・旧国道の空き缶拾い
③玄関前の除雪	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの家の玄関を除雪 ・消火栓周りを除雪 ・隣家の除雪 ・歩道の除雪とごみ出しの補助 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・若い人と除雪 ・共用部分（ゴミステーション等）の除雪



上戸地区住民座談会

日 時：令和3年11月5日（金）13:30~14:40

場 所：上戸公民館

参加者：13名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	やっていること ・挨拶 ・困ったことがないか聞く	やっていること ・コロナ前は集まりがあった ・広報を配る時に話し相手
	できること（やっていきたいこと） ・挨拶	できること（やっていきたいこと） ・コロナが落ち着いたらまた集まりたい
②災害時の避難	やっていること ・訓練時は声かけしている	やっていること ・自主防災組織がある
③玄関前の除雪	やっていること ・近所の一人暮らし高齢者の家の除雪 ・玄関前と小路を除雪 ・道路、ゴミ捨て場、避難路の除雪 ・デイサービスの車が入る家の前の除雪	やっていること ・町内で除雪機を購入（市の助成）し、地域を除雪 ・ゴミ捨て場の除雪
	できること（やっていきたいこと） ・一人暮らしの玄関前の除雪	できること（やっていきたいこと） ・市の除雪機を借りてきて地域で除雪
④買い物	やっていること ・自分が買い物に行く時に連れていく ・友人同士で買い物をしている	やっていること ・各スーパーによる配達
	できること（やっていきたいこと） ・要望を聞いて買ってきてあげる ・運転できるので言われたら買ってくる	できること（やっていきたいこと） ・町内にある店から配達
⑤食事づくり・ 食事提供	やっていること ・おすそ分け	やっていること ・食生活改善推進協議会によるおはぎ配り
	できること（やっていきたいこと） ・隣近所の方を支援	できること（やっていきたいこと） ・婦人会による週一回の弁当作りと配布
⑥掃除洗濯	やっていること ・定時のゴミ出しの手伝い	やっていること ・親戚の方が実施している
	できること（やっていきたいこと） ・親戚の方や親しい知人	できること（やっていきたいこと） ・集落ボランティアによる支援
⑦ゴミ出し	やっていること ・頼まれたらゴミ出し手伝い	やっていること ・ゴミ置き場の掃除（本当は当番制）



飯田地区住民座談会

日 時：令和3年11月19日（金）19:00~19:40

場 所：飯田公民館

参加者：19名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩中に挨拶・声かけ ・一人暮らしの所へ訪問 ・回覧板を渡す時の声かけ ・ゴミ出し等、出会ったときに挨拶 ・通学の挨拶 ・電気が点いているか見守り ・留守をする時は、隣の人に伝える。 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の見守り ・一人暮らし世帯への花鉢の配布 ・餅つき大会後、高齢者宅へおはぎ配り ・婦人会、大正琴、いきいきサロン、健康食づくり教室、小学生向けの工作教室、敬老会
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方から定期的に話しを聞く ・配達の時の世間話 ・災害時の高齢者への声かけ ・学校や図書館、保育所の絵本読み聞かせ 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭りの準備 ・防犯委員による声かけ ・仲よし家族との食事会 ・収集用ゴミ箱の修理と掃除
②買い物	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の商店で買う ・近所へのおすそ分け ・近所の人に声掛けして買い物をしてくる 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所の人と共同で生協の買い物
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコバックを持って買い物をする ・大きいものや重い買い物をお手伝い 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上戸でやっているフードドライブを行う ・あんしん本の活用のすすめ
③玄関前の除雪	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方の家の前の除雪 ・空地の除草 ・道路、空家の前の歩道の除雪 ・町内会の溝掃除、海岸清掃 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ド力雪が降った時、町内で除雪した。 ・海岸清掃、河川・公園の草刈り、溝掃除
	<p>できること（やっていきたいこと）</p>	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所から除雪機を借りてきて除雪 ・空家や一人暮らしの家の前の除雪 ・町内会で役割分担



直地区住民座談会

日 時：令和3年11月24日（水）18:30~19:15

場 所：直公民館

参加者：16名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居宅への声かけと災害時の安否確認 ・ 挨拶・訪問 ・ 登校時の見守り ・ 広報の手渡し ・ 一人暮らし宅の電灯点火チェック 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学時の交通安全見守り ・ 小学校での交通教室 ・ 独居宅への訪問、配食 ・ 野菜等の物々交換
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下校中の子どもに声かけ・挨拶 ・ 災害時、独居高齢者の安否確認 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や独居者が集まり会食 ・ イベント、サロン、婦人会、敬老会活動 ・ 民生委員の独居宅定期訪問
②玄関前の除雪	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの玄関前の除雪 ・ 家族で近所の除雪 ・ 除雪機で近隣の玄関前を除雪 ・ 草刈り 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団で消火栓除雪に合わせ玄関前除雪 ・ ゴミ置き場の除雪
	<p>できること（やっていきたいこと）</p>	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の共同草むしりの実施
③買い物	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一緒に店に行く ・ 買い物時に何か欲しいものがないか聞く ・ 一人暮らしの方の買い物を買ってくる 	<p>やっていること</p>
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頼まれれば自分の買い物と一緒に買ってきた ・ 荷物を持ってあげる 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生協の共同購入



正院地区住民座談会

日時：令和3年11月12日（金）18:30~19:30

場所：正院公民館

参加者：30名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩、ゴミ出しのときに挨拶 ・一人暮らしの人の家へ行く ・回覧板は手渡し ・登校する小学生へ声かけ ・災害時の安否確認に電話をかける 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協でおはぎ、ティッシュ配り ・安心カードの配布 ・広報の配布の際の声かけ ・太鼓教室、柔道指導、囲碁教室、婦人会、敬老会、グラウンド・ゴルフ、祭り ・町内の電灯が切れているか確認
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便物がたまっていないか確認 ・挨拶 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINEグループ作り ・配布物を必ず相手に渡す
②買い物	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車に乗せて買い物する ・一人暮らしの方と月2回買い物する ・買い物に連れていく ・福祉サービスの説明 ・配達業者の紹介 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょっこり助け隊で買い物を行っている ・スーパーの配達サービスを教える ・移動販売の声かけ
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欲しいものを聞いて買ってくる ・買い物の手助け ・声かけし車で一緒に出掛ける 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間を決めて一緒に行く ・生協の共同購入 ・移動スーパーの呼び込み
③玄関前の除雪	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居老人宅、足の不自由な世帯の除雪 ・ちょっこり助け隊に入って除雪 ・除雪機で歩道の除雪 ・ゴミ置き場の除雪 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同駐車場の除雪 ・空家を見る ・通学路の除雪
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路除雪 ・一人暮らしの家の除雪 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で除雪機の共同購入をする



蛸島地区住民座談会

日時：令和3年11月16日（火）18:30~19:15

場所：蛸島公民館

参加者：11名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・会った人と話をする ・定期的に訪問 ・児童・生徒に挨拶 ・知り合いの家の電灯を確認、声かけ 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に訪問 ・子ども交流大会 ・老人会で軽スポーツ ・公民館事業への参加
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に訪問 ・児童の登下校時の声かけ 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・回覧物はなるべく手渡し ・高齢者宅、障がい者宅への訪問
②買い物	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・買い物行く際に声かけ ・車のない人の手伝い 	やっていること
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・欲しいものを聞いて買ってくる 	できること（やっていきたいこと）
③通院等の外出 支援	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・病院への送迎 ・隣人の送迎（病院・美容院） 	やっていること
	できること（やっていきたいこと）	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・送迎



三崎地区住民座談会

日時：令和3年11月26日（金）18:30~19:30

場所：三崎公民館

参加者：17名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居や高齢者世帯への挨拶、声かけ ・ 電気の点灯、消灯の確認 ・ 回覧板や広報配布時に安否確認 ・ 手作り野菜のおすそ分け ・ 回覧板の手渡し 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協でおはぎ、ティッシュ配り ・ 老人会で懇親会 ・ ゲートボール、ベタンク、カラオケ大会、体操教室、太鼓教室、介護予防教室、オレンジカフェ、高齢者サロン ・ ちょっこり助け隊
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの人にできるだけ声かけする ・ 電気がついているかどうか見る 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板を回すときはお互いに声かけ
②買い物	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物の帰りに見かけたら乗せてあげる ・ 買い物の送迎 ・ 義母の買い物を手伝う 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域お助け隊での活動（除雪、草刈り、買い物）※ちょっこり助け隊とは別
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・ 近所の方より頼まれれば買ってくる ・ 共同購入 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物を頼まれればできる
③玄関前の除雪	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居老人宅を除雪 ・ 除雪機のある人が一人暮らし中心に除雪 ・ 近所の除雪 ・ ゴミ置き場の除雪 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方と高齢者宅の玄関前の除雪



日置地区住民座談会

日 時：令和3年11月11日（木）18:30~19:30

場 所：日置公民館

参加者：16名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見かけた時に挨拶、声かけ ・広報や回覧版の配布の時に声かけ ・防災訓練の時に見に行き声かけ ・災害後の様子を伺う 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協で配食 ・蕎麦の食味会、全員参加の新年会 ・草刈り、神社の掃除
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで定期的な声かけ ・災害時の声かけを組織的にやるべき ・一人で抱えず仲間をつくる
②買い物	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車に乗せている ・買い物してくる 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協、大丸、シーサイド等買い物を届けてくれる
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼まれたら買ってくる 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼まれたら買い物をしてくる ・買い物バスを運用してほしい ・無料バスの運行 ・移動販売に来てもらう
③通院等の外出支援	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車で出かける時、バス待ちしている人に声かけ ・近所の子どもや家族に頼む 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近しい人なら連れていく ・頼まれれば外出支援の手助けをしたい ・タクシーを呼ぶ 	<p>できること（やっていきたいこと）</p>



大谷地区住民座談会

日時：令和3年11月10日（水）18:30~19:25

場所：大谷公民館

参加者：16名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・見かけたときに声かけする ・広報等を配るときに声かけ ・夜間時の電灯の確認 ・除雪 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協でおはぎ配り、弁当配り、熱中症対策の水分配り ・老人会で赤飯配り、婦人会の饅頭配り ・老人会活動、スポーツ
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援 ・積雪が多いとき、両隣の除雪手伝い 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・顔をみかけたら声をかける ・集まって話ができる場所を作りたい ・若い方に軽スポーツを勧めたい
②話し相手	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・訪問や出会った時にじっくり話を聞く ・出会った子どもや親にも声をかける ・クラブや会の誘い ・ゴミ出しのときに健康よもやま話をする ・いっぽく館や百歳体雄、ばわふる 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ練習や大会でおしゃべり ・デイサービスでの祭り太鼓演奏（子供伝承） ・イベント参加の呼びかけ ・報恩講、地区お講、お参り
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・希望者に対し話し相手 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・退職したら町でサロンをしたい
③災害時の避難	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・近所の方に声かけしている ・地震時、近所の方を避難誘導 ・安心カード ・除雪の手伝い 	やっていること <ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップ更新、情報共有 ・避難時の声かけする際の決め事 ・ため池の点検
	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・避難の声かけ ・災害時後の安否確認 ・防災訓練時等に避難方法の説明 	できること（やっていきたいこと） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所活動の支援 ・大雨の際の避難場所へ誘導する



若山地区住民座談会

日 時：令和3年11月18日（木）19:00~19:40

場 所：若山公民館

参加者：14名

地域の課題	私ができること	地域でできること
①声かけ・見守り	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会えば挨拶をする ・登下校の見守り・挨拶 ・車が動いた形跡や電気が点いているか ・野菜づくりの状況の確認 ・軽スポーツへの誘い 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動 ・見守りマップの作成 ・配食弁当の活用 ・地域行事 ・畑作業のときに近所の人と情報交換
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校活動として地域の人にインタビュー ・安全安心カードづくり 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神社の世話 ・レクリエーションを企画、声かけ
②買い物	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に車に乗って買い物に行く ・頼まれたら買ってくる ・配達 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょっこり助け隊の受付連絡 ・週1回の移動スーパーがある
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼まれればやってあげたい 	<p>できること（やっていきたいこと）</p>
③玄関前の除雪	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の除雪機で実施 	<p>やっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区で除雪のお助け隊（歩道、屋根雪） ・除雪機で近所の除雪 ・地域の除雪機で独居高齢者宅前の除雪
	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪機の通った後の始末 ・子ども達がボランティア活動として出かけていく 	<p>できること（やっていきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区のグループで除雪をする。



5. 計画策定における課題について

(1) 住民交流を図るなど、人と人とのつながりや絆づくり

近所付き合い、住民の交流などは、地域福祉の取り組みを進める上で土台となるものです。珠洲市では、昔ながらの近所付き合い、住民の交流が維持されているものの、今後もプライバシー保護に配慮しながら、声かけや見守りなど、住民同士の交流の充実に努め、普段からの「顔見知りの関係」を広げるとともに、「地域の担い手」を育成することが重要です。

そのためには、高齢者、障がい者、子育てに関わる福祉課題だけではなく、学校教育、生涯学習活動、健康づくり、防犯・防災、交通安全等、さまざまな分野と福祉の連携を図り、地域全体で「つながり」を構築していく必要があります。

(2) 安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全・安心に地域で暮らすことができるよう、災害時に備えて自主防災組織の充実・強化、要援護者の把握に努める必要があります。また、自治会及び各種団体、社会福祉協議会、行政等が協働で地域の防犯力の強化に取り組んでいく必要があります。

買い物など日常生活を送る上で何らかの不便さを感じている人が多い事から誰もが安心して通院や買い物に外出することができるよう、移動手段を整備する必要があります。

また、各種行政サービスにおいても、本当に必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、支援体制の充実を図る必要があります。

(3) 何でも相談できる窓口の設置や、わかりやすくきめ細やかな情報提供

現在もさまざまな関係機関で相談支援が行われていますが、身近な相談窓口の設置や相談窓口の一元化など、地域住民が気軽に相談できる環境を整備する必要があります。

また、地域福祉の核として、その役割を担っている社会福祉協議会及び民生委員・児童委員、主任児童委員、地域福祉推進員について、身近な相談先として、今後も周知を図ることが必要です。

(4) 人と人がふれあい、交流できる場の確保

地域福祉活動を推進する上で、活動の場を確保することは重要です。活動の拠点としては、公民館や集会所が集いの場所として有効活用されています。今後も、高齢者や障がい者が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者がふれあえ、交流できる場所、子育て中の母親同士が集まれる場所など、さまざまな集いの場が求められています。

第3章 計画の基本理念と基本方針等について

1. 計画の基本理念

本市では、豊かな自然環境の中で多様な地域性のある暮らしが営まれ、発展を遂げてきました。時代の変化とともに、市民のライフスタイルや価値観は多様化しているものの、地域における支えあいや隣近所のつながりなどの地縁的な関係は比較的残っています。

しかし、本市においても少子高齢化は進行しており、特に、地区によっては高齢者が大半を占めているとともに、移動手段の確保が難しくなるなど、地区の人口構造や暮らしぶりは変化しています。

前回の計画に引き続き、地域における担い手の育成や公的機関による相談支援体制、情報提供のあり方、防犯・防災、移動支援の充実、いつまでも住みなれた地域で安心して生活することができる基盤整備などが課題となっています。

これらの内容の実現を図るためには、豊かな自然環境や地域における隣近所のつながりが比較的残っていることなどの本市の強みを活かすとともに、まちづくり総合指針のテーマ「日本一 幸せを感じられる 珠洲市を目指して」に基づき、人と人とのつながりやふれあい、支えあい、交流など、「人」をキーワードとして地域福祉計画を策定します。

また、福祉分野においても自らの手でまちづくりを実践していくため、市民一人ひとりが「できること」を考えられるよう、以下に掲げる基本理念に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいります。

基本理念

「お互いさまの心」で支えあうまち 珠洲市

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが基本理念のもとでつながり、お互いの絆を深め、福祉のみならず教育、まちづくり、産業等、あらゆる分野が横断的に連携することで、誰もが幸せを感じることができる地域社会を目指します。

2. 計画の基本方針

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり4つの基本目標を設定します。

基本目標1 支えあいの人づくり

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、誰もが地域で幸せを感じながら暮らしていくためには、個人の自立とともに連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支えあい、助けあいの意識を高めることが大切です。地域をもっと住みよいものにするために、地域住民への意識啓発に努め、人権を尊重する中で人との出会いを大切にするまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの育成を行うとともに、地域における福祉活動を広げていくため、大人だけでなく子どもの頃から地域の福祉活動に参加するきっかけをつくるなど、地域福祉を学び、理解を広めるための取り組みを進めていきます。

さらに、社会福祉協議会の協力のもと、民生委員・児童委員や各種団体などと今後も連携を強化し、住民相互の支えあい活動の促進や住みやすい隣近所の関係を築くなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標2 安全・安心な仕組みづくり

地域で生活する住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。複数の課題を抱えている人や世帯、生活困窮者等の制度の谷間にある人への対応も増えています。各支援機関が個別に要支援者に対応するだけでなく、多面的、重層的な支援の取組みが必要になっています。また、そういった相談に対応できるよう、相談窓口の一本化や人材確保についても推進していきます。

また、地震や大雨などの自然災害はいつ発生するかわかりません。地域で安全・安心に暮らし続けるためには、災害による被害を最小限にとどめる「減災」の取り組みに加え、地域の事情に即した自主防災組織の充実に努める必要があります。また、避難行動要支援者への取組みなど、自主防災組織を中心に、市民と行政、関係機関などが一体となり、協働して取り組んでいく必要があります。

一方、地域において、子どもから高齢者、障がい者等を見守ることのできる仕組みを地域のみみなでつくり上げていくことができるよう、権利擁護のための支援や成年後見制度、福祉サービス利用支援事業の普及啓発に努めます。

基本目標3 ふれあいの場所づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、その拠点が必要となります。

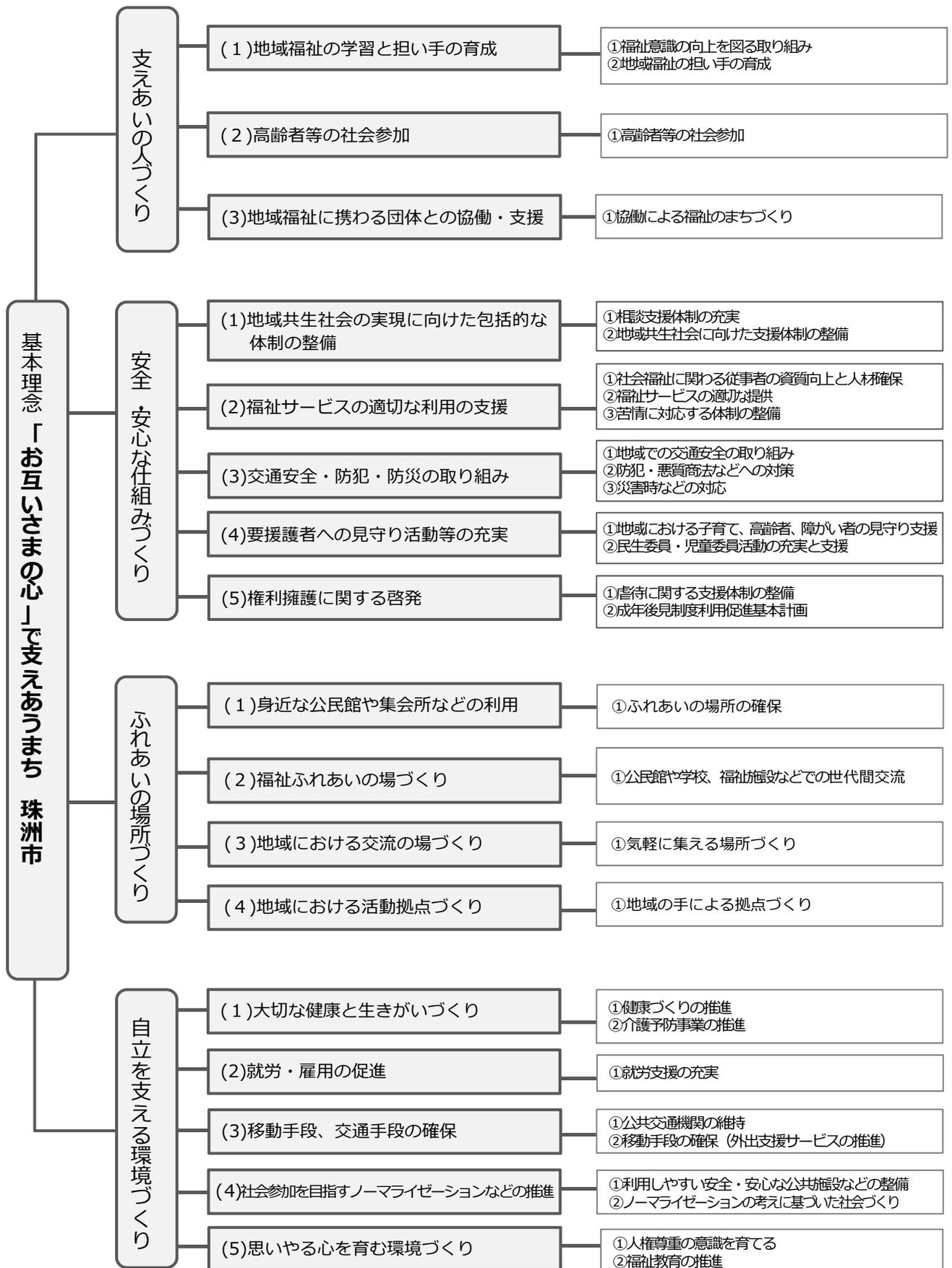
また、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、そこで地域課題を話しあうことが大切です。地域のさまざまな人が、さまざまな場所で関わりを持ちながら、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

基本目標4 自立を支える環境づくり

誰もが安心して暮らしていくためには、安全な施設の整備など、利用者に配慮した環境整備が必要です。たとえ福祉サービスが充実していても、必要とする人が利用できなければ意味がありません。特に高齢者、障がい者などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今後、さらに公共交通のあり方なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

また、子どもや高齢者、障がい者など誰もが、安全・安心に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した社会環境づくりを図ります。

3. 珠洲市地域福祉計画体系図



4. 福祉圏域についての考え方

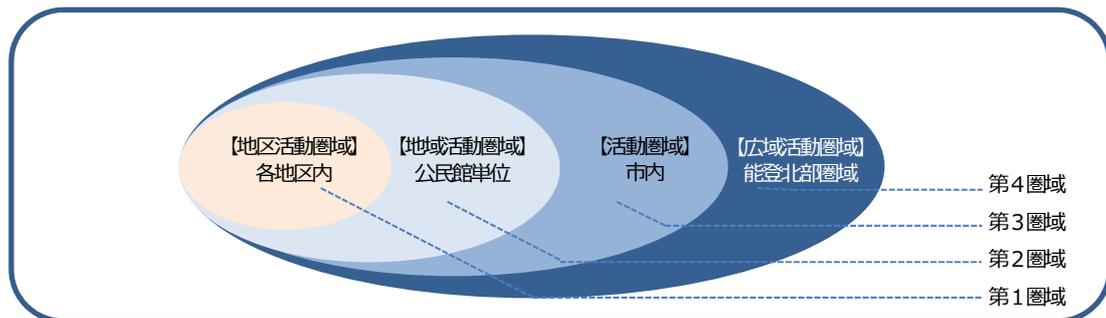
「福祉圏域」とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲です。

地域福祉を推進する上で、一言で「地域」といってもその捉え方は年齢や活動団体等によって異なります。地域福祉を住民の主体的な参加で進めていくためには、活動が展開される「福祉圏域」をどのように捉えるかを計画の前提として明確にしておく必要があります。

日常生活を送る上で、あいさつや顔の見える範囲の圏域から、本市の保健・医療、福祉サービスとの連携や、高齢者、障がい者、外出支援が必要な課題など、広域的な議論が必要な圏域まで、さまざまな課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本市においても、それぞれの役割に応じて、以下のような4層構造の福祉圏域を設定します。

■ 珠洲市「福祉圏域」のイメージ図



【第1圏域：地区活動圏域】（各区内）

地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域であり、「顔の見える関係づくり」を行いやすい利点を活かして、見守り活動、地区活動圏域と位置づけます。

【第2圏域：地域活動圏域】（公民館単位）

公民館を基盤とする活動圏域であり、「地区活動圏域」が集約した圏域です。行政のコミュニティ施策やボランティア活動、まちづくり施策等を進めていく基礎的な圏域と位置づけます。

【第3圏域：活動圏域】（珠洲市）

地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、また、子育て支援、障がい者施策、高齢者施策などの調整もふまえた圏域と位置づけます。

【第4圏域：広域活動圏域】（奥能登広域圏事務組合）

2市2町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）で構成する奥能登広域圏事務組合において、共通課題や行政区域を越えて広域的に対応することを目的とした圏域と位置づけます。

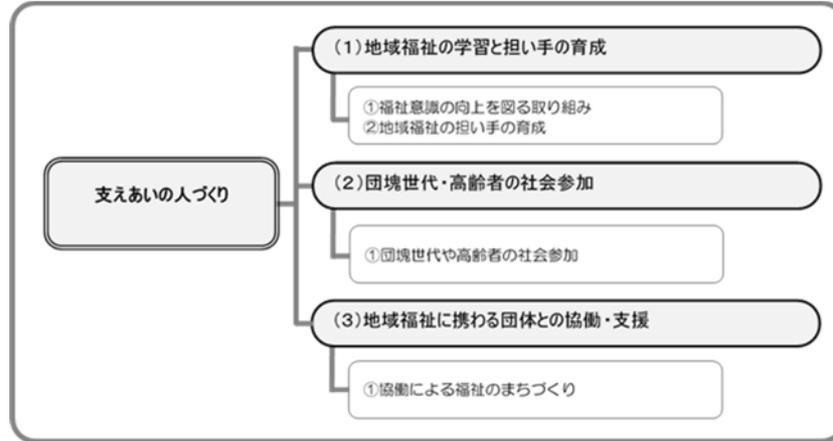
第4章 目標達成のための取り組みの方向

■取り組みの見方

◆「取り組みの方向」について

各取り組みについて施策体系を掲載し、目標達成に向けた取り組みを明確にしています。

(例)「基本目標1 支えあいの人づくり」



◆「具体的な取り組み」について

取り組みの方向性に対して、具体的に取り組んでいく内容を明記しています。

◆「主な事業・活動」について

具体的に取り組む主な事業や活動内容を明記するとともに、事業達成への目標や該当する福祉圏域、市民・社会福祉協議会・事業者の役割分担を設定するなど、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点のもと、各主体による地域福祉の推進・評価を前提とした計画となっています。

(例)「基本目標1 支えあいの人づくり ①福祉意識の向上を図る取り組みの推進」

事業名など		内 容							
事業番号	1-(1)-①	住民一人ひとりが地域福祉への関心と自覚を高めることができるように、ふれあい講座などの機会を設け、支えあい、助けあい、ふれあいの心を育む福祉の啓発に努めます。							
福祉圏域	第1圏域 第2圏域								
①福祉意識の向上を図る取り組みの推進									
目 標					実施主体				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	◎	○	

◆「実施主体」について

実施主体の定義について、本計画では「市民」を地域住民、町会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティアなど、「事業者」を社会福祉法人、一般企業など、「社協」を社会福祉協議会、「市」を行政一般と位置づけます。

基本目標 1 支えあいの人づくり

取り組みの方向



具体的な取り組み

(1) 地域福祉の学習と担い手の育成

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら多くの人が主体的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

子どもたちが地域の交流に参加することは、地域のことを学ぶ機会となり、地域への愛着を育むこととなります。また、人とのふれあいを持つことで、支えあい、助けあいの連帯意識が芽生えます。さらに、高齢者が子どもたちとふれあい、さまざまな知識や経験などを教えることは、高齢者にとって、気持ち若返り、元気のもとにもなり、また生きがいにつながります。

今後も、身近な生活課題を解決するためには、地域の住民がお互いに知恵を出しあって取り組んでいくとともに、ボランティア、関係団体など、さまざまな人たちの協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

1人でも多くの住民が地域や福祉に関心や理解を抱き、可能な範囲においてボランティア活動に参加することは、地域の福祉力を高める重要な第一歩となります。

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができるよう、各種の取り組みをさらに進めます。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	1-(1)-①	住民一人ひとりが地域福祉への関心と自覚を高めることができるように、ふれあい講座などの機会を設け、支えあい、助けあい、ふれあいの心を育む福祉の啓発に努めます。							
福祉 圏域	第1圏域 第2圏域								
①福祉意識の向上を図る取り組み									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				○	◎	◎	○	
事業名など		内 容							
事業 番号	1-(1)-②	地域福祉の推進のため、継続して地域福祉推進員を設置し、活動支援及び担い手確保のための支援を行っていきます。 また、珠洲市社会福祉協議会におけるボランティアセンターを中心に、ボランティア活動の周知や支援を推進していきます。 地域における相互扶助を支えるのは住民一人ひとりの活動です。住民の支えあいの仕組みである「ちょっこり助け隊」を継続して実施し、日常生活の困りごとを抱える一人暮らし世帯や障がい者、高齢者世帯の「共助」による生活支援に取り組めます。 地域保健推進員（食生活改善推進員・母子保健推進員）やヘルスボランティア、シルバーリハビリ体操指導士の育成と各種組織活動支援を行い、市民の健康増進及び介護予防を積極的に推進し、地域保健福祉の向上を図ります。							
福祉 圏域	第1圏域 第2圏域 第3圏域								
②地域福祉の担い手の育成									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	◎	◎	○	

具体的な取り組み

(2) 高齢者等の社会参加

高齢社会の中で、豊かな経験・知識・技能を持つ高齢者が社会参加や社会貢献をしていくことは、介護予防などにつながるだけでなく、地域全体の活力を維持するためにも必要なことです。

主な事業・活動

事業名など		内 容								
事業 番号	1-(2)-①		高齢者等の方々が、今までの経験を活かし、新しい地域活動やさまざまな社会貢献活動に取り組むことができるよう支援していきます。 高齢者が参加する老人クラブや高齢者等の地域の方が講師となる放課後こども教室の活動支援を継続していきます。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域									
①高齢者等の社会参加										
目 標					実施主体					
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者		
継続	→				◎	◎	◎	○		

具体的な取り組み

(3) 地域福祉に携わる団体との協働・支援

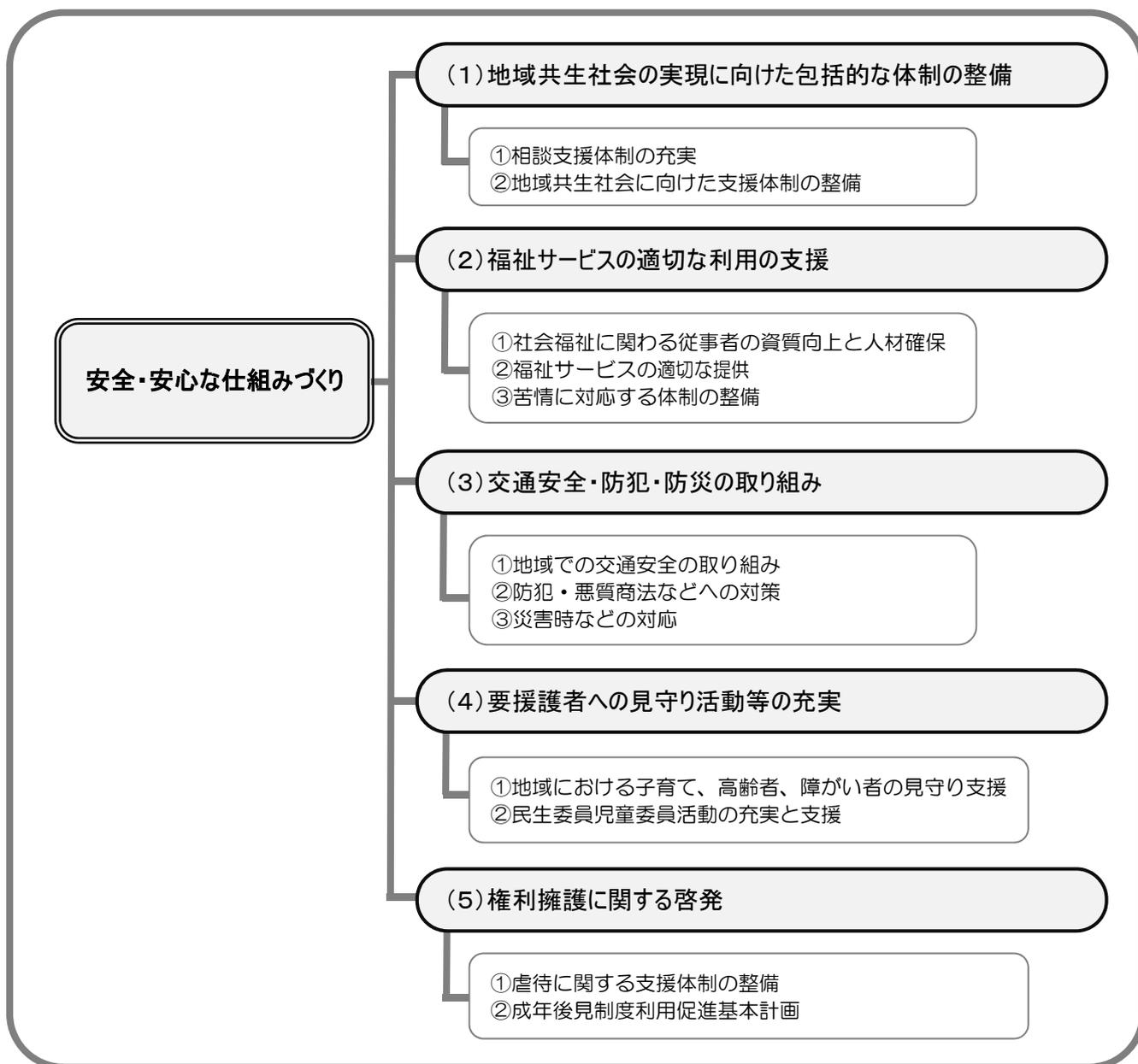
地域福祉を進める上で、地域の福祉を支える団体、組織などと協働していくことは必要不可欠であり、特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会との、連携体制をさらに強化していく必要があります。

主な事業・活動

事業名など		内 容								
事業 番号	1-(3)-①		公民館・行政区単位での福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員や地域福祉推進員などの地域福祉活動は、住民相互の支え合い活動として非常に大切なものです。今後も「見守り・支えあいマップ」の作成を通して情報共有の強化を図ります。 社会福祉法人が持つ専門性や資源を活用しながら、相互に地域のニーズや福祉課題を把握し、情報共有や事業運営を通じた連携と協働による地域福祉の充実を図ります。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域									
①協働による福祉のまちづくり										
目 標					実施主体					
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者		
継続	→				◎	○	◎	○		

基本目標2 安全・安心な仕組みづくり

取り組みの方向



具体的な取り組み

(1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な体制の整備

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支えあうことを目指していく必要があります。

すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制の整備になります。そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要になってきます。

高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められていますが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化すること、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものになります。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(1)-①	地域住民や関係者と、顔の見える関係づくりを行い、相談がスムーズにできる体制を目指します。子どもから障がい者、高齢者まで、さまざまな相談があるため、専門職との連携により個別ケースへの対応を行います。窓口だけでなく、地域へ向けた相談支援体制の充実を図っていきます。 市民課や福祉課、税務課で窓口延長を行うことで、就労などにより来庁しにくい住民の利便性向上に努めます。 また、広報やホームページ、パンフレットなどを活用し、適切な情報提供を行います。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域								
①相談支援体制の充実									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	○	

事業名など		内 容						
事業 番号	【新規】 2-(1)-②	地域住民やさまざまな組織が役割や責任を持ち、支え合いながら活動できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制を充実させます。						
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域・第4圏域	福祉のほか、医療、教育、産業、雇用、就労などの多様な分野の関係機関との連携体制を構築し、複雑的・複合的な課題や制度の狭間の問題など、どんな相談も受け止め、支援を必要としているすべての人を包括的・継続的に支援できる体制の充実を図ります。						
目 標					実施主体			
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者
継続					◎	◎	◎	◎
新規								

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会**



資料：厚生労働省

具体的な取り組み

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

福祉施策の変化などにより、社会福祉関係職員の業務が年々多様化・複雑化し、さらなる専門性が求められています。

また、福祉サービスの利用においては、聴覚障がい者に要約筆記や手話通訳などの利用支援をするなど、必要な支援を行うとともに、サービスの内容をわかりやすく伝え、サービスを必要とする人を早期に発見することが必要です。併せて、福祉サービスに対する第三者評価、苦情解決体制のより一層の充実が求められています。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(2)-①	社会福祉事業に従事する人たちを対象に、認知症や在宅医療、子育て支援について研修を実施することで、普段の業務に活かすことや福祉事業への関心を持ち続けられるように努めます。 介護支援専門員連絡協議会において、地域ケア会議やケース検討会、新たな福祉サービスの情報交換を行うことでスキルアップに繋がります。サービス事業者などに対しては、連絡会や研修会を開催するほか、必要に応じて適切な運営指導や勉強会などを行い福祉サービスの質の向上を図ります。 保育士会では研修を通して子育て支援の方法や姿勢を学び、保育士の専門性の向上に努めています。							
福祉 圏域	第3圏域								
①社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続				→	○	◎	◎	○	

第4章 目標達成のための取り組みの方向

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(2)-②	<p>サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、サービスにつながるための支援を行います。窓口に来ることが難しい場合、状況に応じて、子どもセンター、地域包括支援センター等の専門職が相談や訪問を実施します。</p> <p>また、手話通訳士を設置することにより障害者の意思疎通支援を行います。子どもセンターではマイ保育所登録事業やファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育を行っています。これにより乳幼児の保護者が保育所等を利用することにより、育児相談や支援を利用することができます。</p>							
福祉 圏域	第3圏域								
②福祉サービスの適切な提供									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業 番号	2-(2)-③	<p>今後も市民からの苦情に対応する体制づくりを進めるとともに、市民に対して苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。</p>							
福祉 圏域	第3圏域								
③苦情に対応する体制の整備									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	○	

具体的な取り組み

(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

高齢者による交通事故は高齢化の進行に伴い増加傾向にあります。高齢者のみならず子どもや障がい者に対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが大切です。

誰もが安全で安心して生活できるよう、高齢者などを狙った悪質商法などの予防とともに被害に遭わないよう注意を促し、防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

地域における日常的な人と人とのつながりは、犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策になり、さらに地震や風水害、火事などの災害時に、安否確認や避難支援など、相互の助けあい活動においても非常に重要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(3)-①	パンフレットやリーフレット、反射タスキを配布するなど、交通安全に関する啓発活動を強化するとともに、交通安全対策の推進を図ります。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
①地域での交通安全の取り組み									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	○	

第4章 目標達成のための取り組みの方向

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(3)-②	<p>市民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、「ふれあい講座」などや啓発資料の配布や広報などにより、消費者被害防止に努めます。</p>							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
②防犯・悪質商法などへの 対策									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				○	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業 番号	2-(3)-③	<p>災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の充実・強化、防災士を配置し地域防災力の向上に努めます。また、避難に支援を必要とする「避難行動要支援者名簿」を作成します。災害時の情報発信として防災行政無線や電子メールの活用に取り組んでいきます。</p> <p>市内一斉防災訓練実施時に、福祉避難所設置訓練及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行っていきます。</p>							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
③災害時などの対応									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	◎	◎	◎	

具体的な取り組み

(4) 要援護者への見守り活動等の充実

子育てについては核家族化や親の就労により、子どもを見守る時間が少なくなっています。また、認知症の人や障がい者が自立した地域生活を送るためには、福祉サービスなどの支援が必要です。

今後、要援護者となる可能性のある方が地域で孤立しないよう、身近な地域の相談役である民生委員・児童委員が中心となり、地域ぐるみで見守りに取り組むほか、事業者を含め、地域での見守りや相談体制を充実する必要があります。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(4)-①	子育て支援においては、「ファミリー・ホール・センター」や放課後子ども教室など、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。 高齢者や障がい者などに対しては、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉推進員による見守り体制を推進します。医療や介護を利用していない高齢者の人の状況を把握するため、「医療・介護未利用者訪問」を実施します。また、外見から分からなくても援助や配慮を必要している方に「ヘルプマーク」の配布と周知を実施します。さらに、地域の企業との顔の見える関係づくりを行い連絡・相談ができる体制づくりを目指して「地域見守りネットワーク構築事業」を推進します。 認知症の人は今後ますます増加することが予測されるため、高齢者見守りネットワークの充実や「認知症センター」の養成などを通して認知症を支える仕組みづくりを進めます。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
①地域における子育て、高齢者、障がい者の見守り支援									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	◎	◎	◎	

第4章 目標達成のための取り組みの方向

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(4)-②	民生委員・児童委員の役割は、社会情勢における諸課題への対応など、ますます多様化し複雑化しています。地域の相談窓口として、関係機関との顔つなぎを行い、スムーズに相談ができる体制づくりと人材確保に努めます。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
②民生委員・児童委員活動の充実と支援									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	○	○	○	

具体的な取り組み

(5) 権利擁護に関する啓発

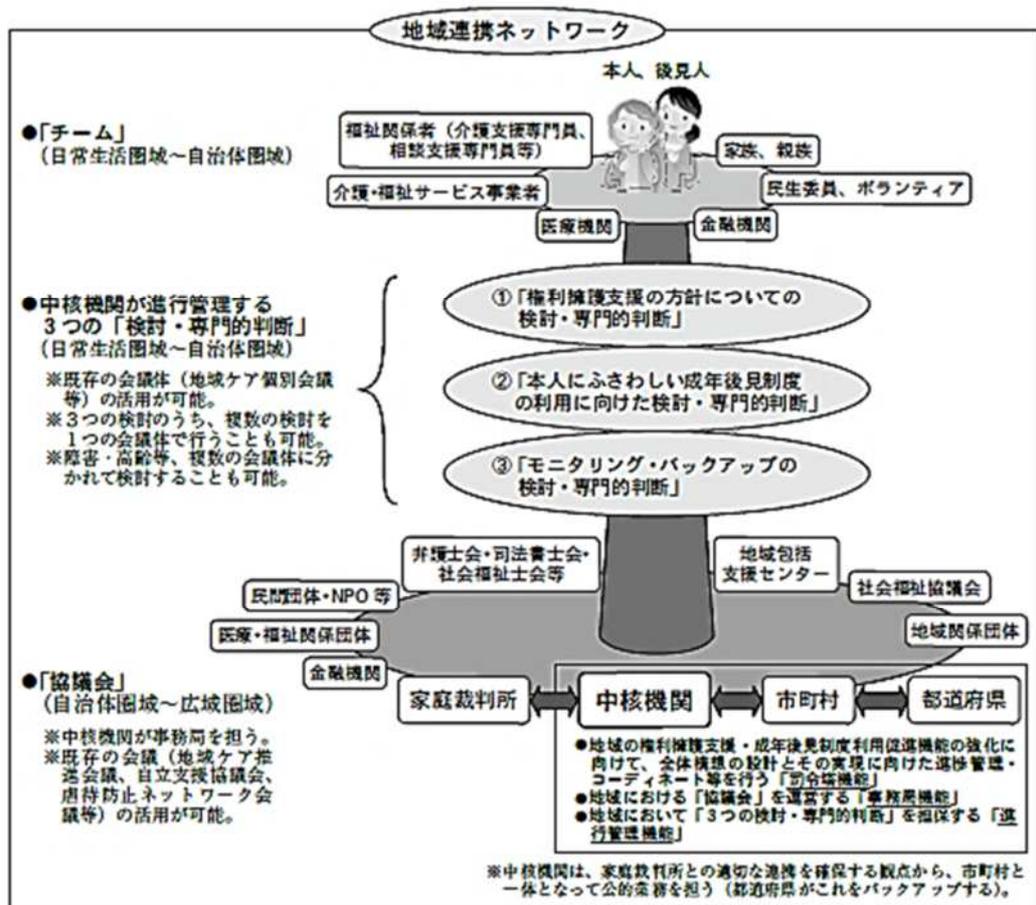
子どもや高齢者、障がい者が家族や周囲の人の中で、気が付かない間に虐待を受けているケースがあります。家庭児童相談室や地域包括支援センターなどの相談体制を充実し、虐待発生時の対応にかかる体制強化を図るとともに、広く虐待に関する認識を深められるように情報発信を継続します。また、保健・福祉分野だけでなく、地域社会の中で、早期発見、早期対応に努める体制づくりを目指します。

また、認知症の人や障がい者が自立した地域生活を送るためには、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理の支援などが必要です。今後、高齢者人口の増加により、権利擁護や成年後見制度利用者の増加が見込まれる中、普及啓発や相談窓口をより一層充実する必要があります。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	2-(5)-①	児童虐待防止ネットワークを強化し、要保護児童対策地域協議会を中心に連携を図り、新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の場を利用して早期発見に努めます。 地域見守り活動や、地域包括支援センター、各事業所等の協力を通して、高齢者・障がい者虐待の早期発見と未然防止に努めます。 また、施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、講習会や実施指導等の機会を捉え、権利擁護に関する啓発に努めます。							
福祉 圏域	第3圏域								
①虐待に関する支援体制の整備									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				○	◎	○	○	

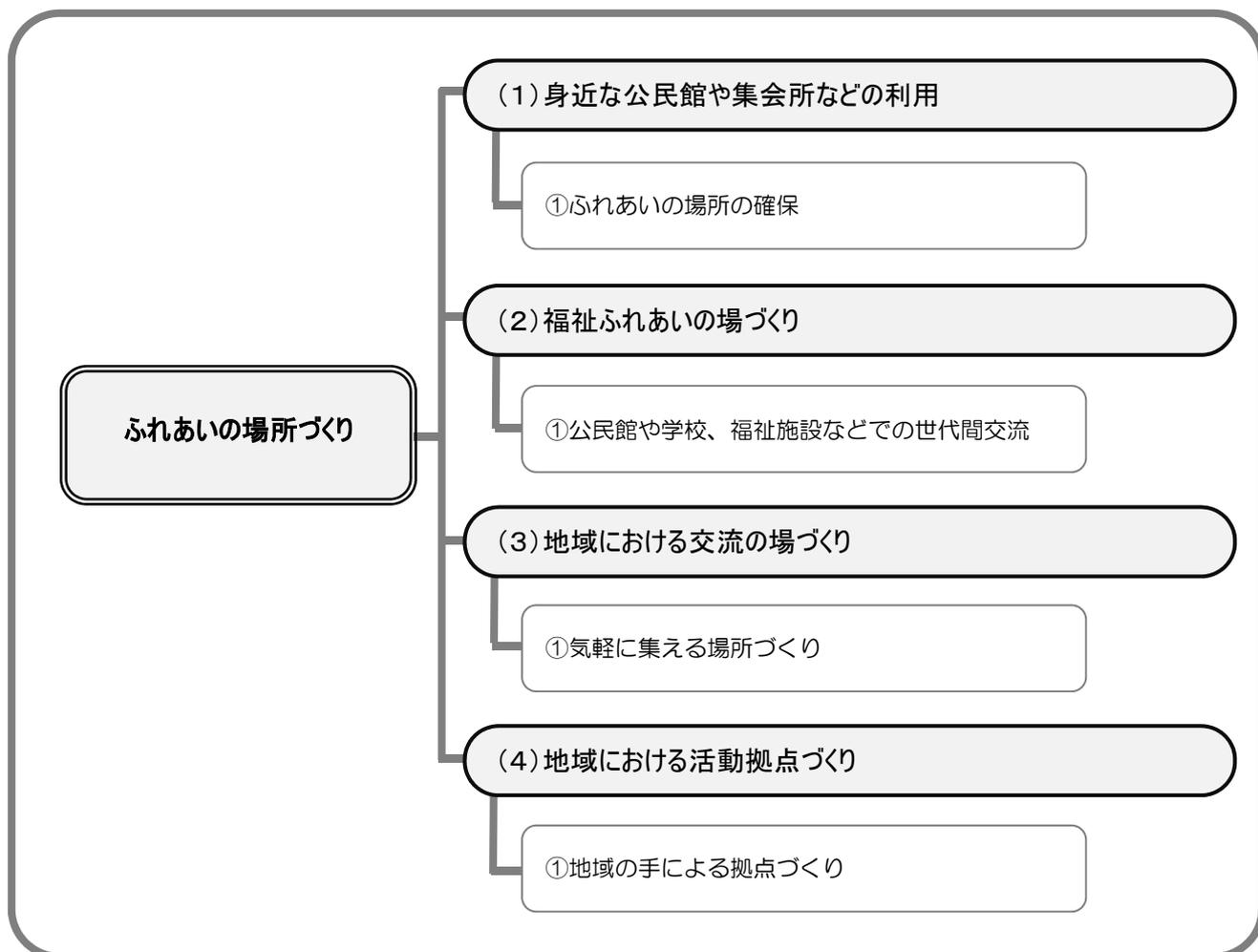
事業名など		内 容						
事業 番号	【新規】 2-(5)-②	判断能力が十分でない高齢者や障がい者の権利擁護支援を図るため、権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）の協働による地域連携ネットワークを構築します。また、中核機関を設置し、相談機能、広報機能等の整備を図ります。						
福祉 圏域	第3圏域							
②成年後見制度利用促進基本計画								
目 標					実施主体			
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者
継続					○	◎	◎	◎
新規								



資料：地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

基本目標3 ふれあいの場所づくり

取り組みの方向



具体的な取り組み

(1) 身近な公民館や集会所などの利用

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。またその活動拠点は、地域住民に身近で気軽に集える場であることが重要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	3-(1)-①	「健康講座」「ふれあい講座」など、地区公民館において各事業を展開していることから、今後も、地区公民館など、市民に身近な既存施設を有効活用し、地域活動の拠点づくりを進めます。 また、集い・憩・学びの交流の場として自主的な活動を支援します。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
①ふれあいの場所の確保									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続				→	◎	○	○	○	

具体的な取り組み

(2) 福祉ふれあいの場づくり

地域住民がふれあい、交流する活動拠点は、高齢者や障がい者が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者が交流できる場所など、さまざまな機能が求められており、地域の誰もが利用でき交流できる場づくりが必要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容						
事業 番号	3-(2)-①	将来の地域の担い手となる子どもたちを地域で心豊かに育てるためには、地域住民とともに学び、交流することが大切です。						
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域	公民館での交流や地域の社会福祉施設への訪問、保育所行事に高齢者を招待するなど、子どもと地域住民の交流活動を進めます。						
①公民館や学校、福祉施設 などでの世代間交流		放課後子ども教室では地域の方々の参画を得て、子どもたちの学び・体験・交流の場を設けていきます。						
目 標					実施主体			
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者
継続	→				◎	◎	○	○

具体的な取り組み

(3) 地域における交流の場づくり

地域において子どもから高齢者まで、お互いが交流し地域でのつながりを育むためにも、身近で誰もが気軽に利用できる場づくりが必要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容								
事業 番号	3-(3)-①		子どもセンターは子ども同士、保護者同士の交流ができる場所です。 子育て家庭の育児相談や親子が楽しめるイベント、交流の場の企画、調整、支援などを実施し、誰でも気軽に集える場づくりに努めます。 また、わくわく広場においては場の提供だけでなく、フリーマーケットやヨガ教室、イベント開催による賑わいづくりにも努めます。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域									
①気軽に集える場所づくり										
目 標					実施主体					
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者		
継続				→	◎	◎	○	○		

具体的な取り組み

(4) 地域における活動拠点づくり

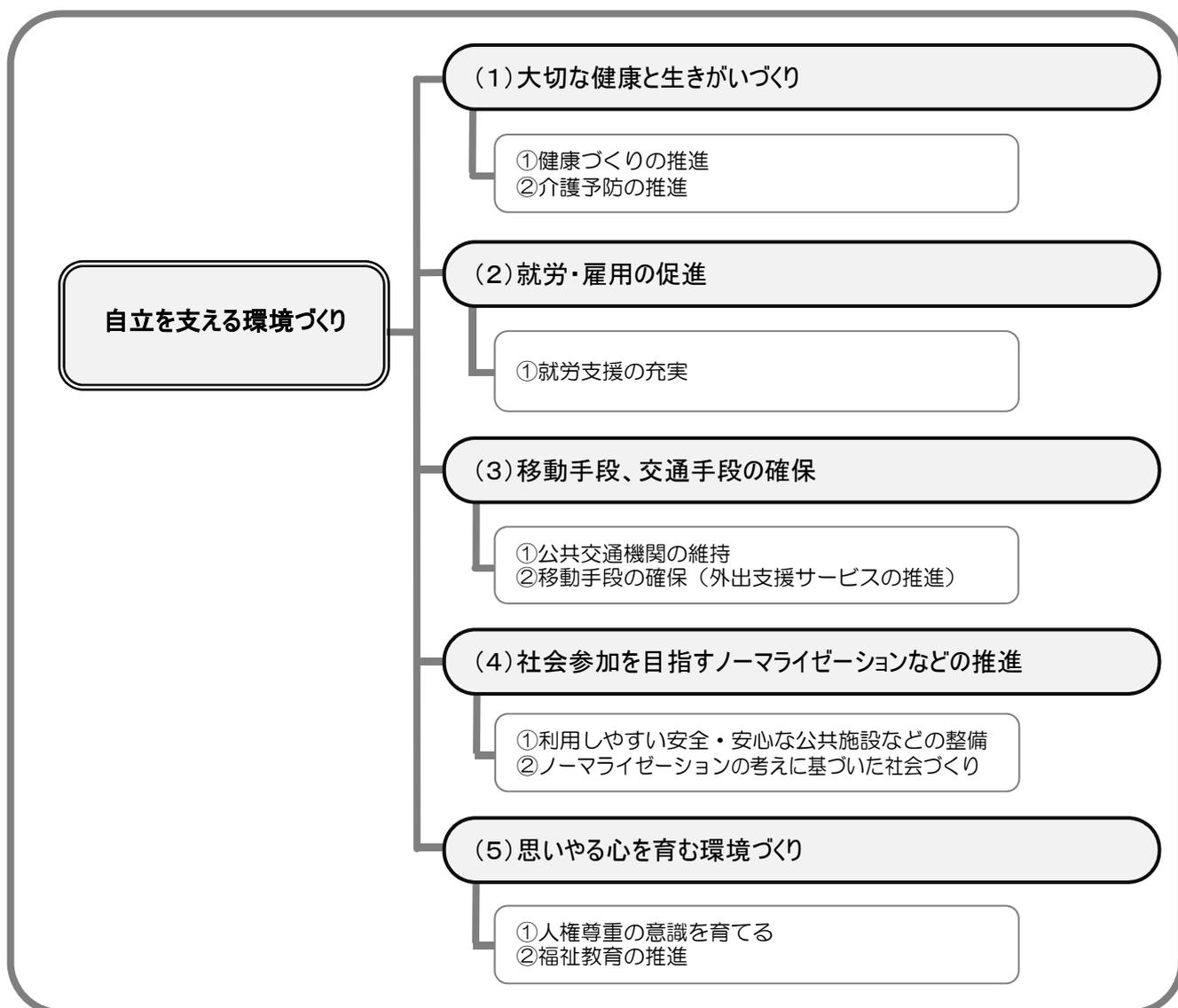
社会福祉協議会や地域の自主的な取り組みの中で、さまざまなサロン活動が行なわれています。サロン活動を継続して実施していくためには、魅力あるサロンづくりを行い、新たな担い手を確保し地域全体で活動を支えていくことが必要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	3-(4)-①	地域住民や関係機関の自主的で自立した取り組みを支援し、新しい交流の場づくりを推進します。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域								
①地域の手による拠点 づくり									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					◎	○	○	◎	

基本目標4 自立を支える環境づくり

取り組みの方向



具体的な取り組み

(1) 大切な健康と生きがいづくり

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるよう、地域ぐるみで支える取り組みを充実させていくことが必要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業番号	4-(1)-①	市民が健康で元気に暮らし続けられるために、健診等を通じて身体の状態を把握し、健康づくりに取り組むことでだれもが生き活きと暮らせるまちを目指します。 健診や適正な受診、生活習慣の改善など市民一人ひとりが自ら健康を考え、健康管理ができるように地域ぐるみで支える仕組みを推進します。							
福祉圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域								
①健康づくりの推進									
目 標					実施主体				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業番号	4-(1)-②	住民主体の介護予防の取組を支援すると共に、地域のニーズに合った介護予防サービスの構築を進め、地域で支えあい生き活きと暮らすことができる取り組みを推進します。 介護予防のための担い手を育成し、「自分のため」「人のため」「地域のため」に活動することで自立した生活を送れる地域づくりを進めます。							
福祉圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域								
②介護予防事業の推進									
目 標					実施主体				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				◎	◎	◎	◎	

具体的な取り組み

(2) 就労・雇用の促進

働き盛りの世代のみに限らず、高齢者や障がい者が就労の機会を持ち、自身の持つ力を発揮することは、生きがいや働く喜びを見出していくことにつながります。

主な事業・活動

事業名など		内 容						
事業 番号	4-(2)-①	<p>シルバー人材センター等と連携し、高齢者の知識・経験が発揮できる人材育成や地域での活躍の場づくりを進めます。</p>						
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域・第4圏域	<p>公共職業安定所などの関係機関との連携強化や事業者に対する障害特性の理解・啓発など、障がい者の自立に向けた就労支援の充実に努めます。</p> <p>生活困窮者においては生活保護に至る前の段階から、生活と就労に関する相談をワンストップで行えるように自立相談支援員を配置します。窓口だけでなく、関係機関と連携して相談支援を行います。</p> <p>子育て世代においては子育てと就労の両立が困難とならないよう、情報提供や地域で支えあえる地域づくりを推進します。</p>						
①就労支援の充実								
目 標					実施主体			
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者
継続	→				○	◎	○	◎

具体的な取り組み

(3) 移動手段、交通手段の確保

公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ、外出が困難です。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければサービスを利用することができません。高齢者や障がい者などが円滑に利用できる公共交通機関の促進や外出支援サービスの推進が必要です。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	4-(3)-①	公共交通が今後も持続可能なものとなるよう、地域の実情に応じたコミュニティバスや乗合タクシーを運行するとともに、地域で支える仕組みづくりの検討により、高齢者や障がい者の外出機会の創出につなげます。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域								
①公共交通機関の維持									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業 番号	4-(3)-②	外出時に移動などの個別支援を必要とする視覚障がい者などに対して、ガイドヘルパーを派遣するほか、在宅で生活している障がい者を対象に「福祉タクシー助成券」を交付します。 また、交通空白地域の解消に向けて、予約制乗合タクシー「のりタク」の運行を継続します。 今後も高齢者をはじめ、外出が困難な人に対して、移動手段を確保するなど、関係機関が連携を図りながら利用者視点に基づいた取り組みを展開します。							
福祉 圏域	第1圏域・第2圏域 第3圏域・第4圏域								
②移動手段の確保 (外出支援サービスの推進)									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	◎	○	◎	

具体的な取り組み

(4) 社会参加を目指すノーマライゼーションなどの推進

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、さまざまな場所における安全なまちづくりとともに、障がい者にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

また、高齢者や障がい者などに対する思いやりや優しい心づかいが大切であり、理解するだけでなくその気持ちを行動に移すことが重要です。特別扱いすることなく、ともに暮らすことができるような地域社会をつくる必要があります。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業 番号	4-(4)-①	高齢者や障がい者などすべての人が、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりが大切です。関係機関や関係団体との連携を深め、公共施設、道路などのバリアフリー化を推進します。							
福祉 圏域	第3圏域								
①利用しやすい安全・安心な公共施設などの整備									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				○	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業 番号	4-(4)-②	ノーマライゼーションの視点を取り入れ、子どもや高齢者、障がい者に関わらず、地域で生活するすべての人が生きる喜びを感じ、社会活動に参加でき、安心と尊厳を持って暮らし続けられる地域社会を目指します。							
福祉 圏域	第3圏域								
②ノーマライゼーションの考えに基づいた社会づくり									
目 標					実施主体				
令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	市民	市	社協	事業者	
継続	→				○	◎	○	◎	

具体的な取り組み

(5) 思いやる心を育む環境づくり

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と他人を思いやり、お互いが助けあう精神にあります。こうした人権尊重の意識を高め育むため、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、さまざまな機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることを理解する必要があります。

また、福祉教育や福祉の体験学習などの取り組みは、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなると共に、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

主な事業・活動

事業名など		内 容							
事業番号	4-(5)-①	人権擁護委員による人権相談活動などを通じ、さまざまな人権課題（女性・子ども・高齢者・障がい者などに対する課題）に対応できるように努めます。 また、あらゆる場（学校・家庭・地域など）を通じた人権教育・啓発活動を実施します。							
福祉圏域	第1圏域・第2圏域								
①人権尊重の意識を育てる									
目 標					実施主体				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					◎	◎	○	○	
事業名など		内 容							
事業番号	4-(5)-②	次代を担う子どもたちが地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の「総合的な学習の時間」を通して福祉教育を推進します。 また、中・高校生が社会福祉施設等でボランティア活動を体験・学習できる「サマーボランティア」を行うことにより、主体的に福祉のまちづくりに参加する機運を高めていきます。							
福祉圏域	第2圏域								
②福祉教育の推進									
目 標					実施主体				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市民	市	社協	事業者	
継続					○	○	◎	○	

第5章 計画の推進に向けて

1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者やNPO法人、行政、社会福祉協議会や学校など、そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が、措置から利用者本位の契約に変わる中で、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、NPO法人、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

2. 社会福祉協議会との協働

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものがあります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となっています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図るとともに、あらゆる課題に対してお互いに協働して、本計画の推進を図ります。

参考資料

1. 策定委員会設置要綱

平成 23 年 10 月 19 日
告示第 89 号

(設置の目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、本市における地域福祉の推進を図ることを目的に、珠洲市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及び変更するため、珠洲市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について事務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織及び職務)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿（敬称略）

	役職名	氏 名	所 属	備考
1		向山 忠秀	珠洲市議会産業厚生常任委員会委員長	
2		小町 康夫	珠洲市社会教育委員会議議長	
3		寺井 順子	珠洲市婦人団体協議会会長	
4		杉盛 皋	珠洲市老人クラブ連合会会長	
5		作田 善久	珠洲市校長会会長	
6	委員長	表 啓一	珠洲市社会福祉協議会会長	
7		中村 充宏	社会福祉法人長寿会 長寿園 施設長	
8	副委員長	若山 博行	珠洲市民生委員児童委員協議会会長	
9		宮野 修	特定非営利活動法人 ワークショップすず理事長	
10		小西 堅正	能登北部医師会珠洲地区理事	
11		本間 雅代	石川県能登北部保健福祉センター 企画調整課長	
12		濱木 満喜	市民代表	
13		番匠 國雄	市民代表	

委員任期:令和3年12月1日～令和4年3月31日

3. 用語解説

【アウトリーチ】

手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

【アセスメント】

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。介護保険制度では、ケアマネジメントの過程のひとつとして、介護サービス計画の作成に先立つ課題分析として位置付けられる。

【NPO 法人】

NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行なう組織・団体をいう。

【介護予防】

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと。要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）ことであり、すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う「一次予防」と、要支援・要介護となるおそれのある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」、さらに要支援・要介護状態にある高齢者の重度化防止等を行う「三次予防」に大別される。

【減災】

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

【コミュニティ】

居住地区を同じくするなど、利害をともにする近隣社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体。

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童、父または母に重い障がいがある児童の養育者に支給される手当。児童の健全育成を支援することを目的とする。受給者および同居している扶養義務者の所得によっては支給停止になる場合がある。

【成年後見制度】

判断能力が不十分なため、自分自身の権利を守ることが困難な認知症高齢者などの財産管理や身上監護を支援する制度のこと。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等をケアマネジメントし、高齢者の生活を総合的に支える機関。

【地区社会福祉協議会】

地域の各種団体の連合体として組織するもので、各団体が従来行っている地域福祉活動を協働で実施する組織です。

【ニーズ】

人間が生活を営む上で感じる「満たされない状態」のこと。必要や要求を指す。

【ネットワーク】

複数の要素が互いに接続された網状の構造体のこと。

【ノーマライゼーション】

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れることが当然であり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方。

【パーソナルサポート】

利用者にマン・ツー・マンで寄り添い、継続的に相談に乗り、生活保護や障害福祉、医療保険、介護保険、雇用保険、就労支援、住居支援、各種貸付などの制度横断的な専門知識を活かし、依頼者の状態にあったかたちに制度を組みあわせ、就労を促し、自立へ導く。自立後も、継続的に見守りを行っていくこと。

【バリアフリー】

「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることをいう。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられている。

【プライバシー保護】

プライバシーとは場所的・空間的領域概念であり、茫漠たる多数の権利を包摂する最も価値の高い部分を指す。プライバシー権（プライバシー保護）とは、こうした空間に

無断で介入することを拒否し、自らの情報を提供することの可否を決定する権利（自己決定権）を包摂するものをいう。個人情報保護とは、管理されている情報の管理、利用、処分に関する基本的ルール（ガイドライン）であり、個人情報保護法には情報管理者規制・規律法があるので、個人情報の取扱いとは関係のないプライバシーの問題などは、この法律の対象とはならない。

【ヘルプマーク】

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人などが対象。

【ボランティア】

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。

【マネジメント】

一般に「管理」と訳される。その他、経営管理論から生み出されたさまざまなマネジメント理論には、「管理」という意味合いの他にも、「評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化」など、さまざまな要素を含んでおり、これらを総合した概念をマネジメントと考えられる。

【要援護者】

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に一人での避難が難しい住民のこと。

【ライフスタイル】

消費者が所与の社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様のこと。ライフスタイルは消費者が持つ価値観や哲学にも左右され、所得にも影響される。

【療育手帳】

知的障害のある人（知的機能の障害がおおむね 18 歳までにあらわれた人）に申請に基づいて交付される手帳。福祉事務所長を経由し県に申請する。診断書は不要。児童相談所か知的障害者更正相談所で判定を受け、県知事が交付する。

珠洲市地域福祉計画

発行年月日：令和4年3月

編集：珠洲市地域福祉計画策定委員会、珠洲市役所福祉課

発行：珠洲市

〒927-1295

石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

TEL：(0768) 82-7749 FAX：(0768) 82-8138